

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

本日の議事日程は次のとおりである。

令和 8 年和泉市議会第 2 回定例会議事日程表（第 3 日）

（ 6 月 24 日 ）

日程	種 別	番 号	件 名	摘 要
1			会議録署名議員の指名について	
2			一般質問について	

本日の会議に付した事件

日程第 1 ～ 日程第 2 まで

（午前10時00分開議）

- 山本秀明議長 おはようございます。議員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。20番・末下広幸議員から欠席の届出があります。

◎開議宣告

- 山本秀明議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 山本秀明議長 本日の議事日程はお手元に御配付のとおりでありますので、よろしく御了承願います。

◎会議録署名議員の指名について

- 山本秀明議長 それでは、日程審議に入ります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本日の会議録署名議員には、5 番・原 重樹議員、24 番・松田義人議員、以上 2 名の方を指名いたします。

(「5番ちゃうで」と呼ぶ者あり)

申し訳ございません。議席番号7番・原 重樹議員です、申し訳ございません。24番・松田義人議員、以上2名の方を指名いたします。

◎一般質問について

○ 山本秀明議長 日程第2「一般質問について」を行います。

なお、写真撮影の申出のありました議員には、これを許可いたします。

それでは、通告書が提出されておりますので、順次発言を許可いたします。

まず、議席番号11番・スペル・デルフィン議員。

(11番・スペル・デルフィン議員登壇)

○ 11番 スペル・デルフィン議員 皆さん、おはようございます。明政会のデルフィンです。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回は、池上曽根遺跡のスケートボードについての1点です。

このスケートボード問題は、十数年前から言い続けてきた案件です。それが、ようやく池上曽根遺跡でスケートボードができる場所を設置していただきました。本当にありがとうございます。

それでは、池上曽根遺跡の整備についてお聞きします。

整備工事が進められている第2期整備エリアに関して、一部供用が開始されています。具体的にいつから供用が始まり、どの部分が供用されているのかお聞きします。

これ以降の質問は質問席で行いますので、よろしくお願いします。

○ 山本秀明議長 はい、答弁。生涯学習部長。

○ 山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

史跡池上曽根遺跡の整備につきましては、史跡池上曽根遺跡保存活用計画及び再整備計画に基づいて進めております。令和5年度から整備工事に着手し、整備の完了したエリアから順次供用を開始しており、令和8年4月から第2期整備エリアとしまして、多目的広場内のメイン広場である東入り口広場や管理用入り口部分につきまして供用を開始いたしました。

メイン広場である東入り口広場につきましては、コンクリート舗装になっており、スケートボードなどの利用も可能となっております。

また、管理用入り口部分につきましては、インターロッキング舗装となっており、インターロッキングの模様を組み合わせ、遺構の復元表示を行っております。

以上です。

○ 山本秀明議長 スペル・デルフィン議員。

○ 11番 スペル・デルフィン議員 ありがとうございます。4月から第2期整備エリアのうち、東入り口広場や管理用入り口広場の供用が開始されたとのことですが、私も先日、池上曽根史跡公園を実際に利用してみました。新たに供用が始まった東入り口広場について、次のような印象を持ちました。メイン入り口からコンクリート舗装された広場まで階段状になっており、イベント時はそこに腰かけて、催物を見学できるよう工夫されているなど、大変魅力的な設計でした。また、コンクリート舗装された広場では、スケートボードを楽しむ若者も見かけました。

そこで、この広場の日常的な利用状況についてお聞きします。

○ 山本秀明議長 生涯学習部長。

○ 山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

東入り口広場の利用状況につきましては、平日の早朝には、ウォーキングやランニングをされる方々に利用されており、夕方には、小・中学生や高校生といった若い方々が、スケートボードに利用されております。また、休日の日中には、小学生以下と思われるお子さんを伴う親子連れの方々により、スケートボードやキックボードなどの練習の場として利用されております。

以上です。

○ 山本秀明議長 デルフィン議員。

○ 11番 スペル・デルフィン議員 ありがとうございます。東入り口広場は、主としてスケートボードを楽しむ子どもたちや、ウォーキングやランニングに訪れる地域の方々に利用されているとのことですが、特に子どもたちにとって、公園は遊びを通じて他者と関わることを学ぶ貴重な空間です。また、子どもから高齢者まで様々な世代の方々が、新しく整備されたこの公園を利用していることは、池上曽根遺跡の整備工事の推進を要望してきたので、非常にうれしいことです。

供用開始から約3か月が経過しました。実際に供用を開始したことで、どのような運営上の課題が生じているのかお聞きします。

○ 山本秀明議長 生涯学習部長。

○ 山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

課題につきましては、ごみのポイ捨て、散乱、歩道から広場に向かって滑走する危険な滑

走行為、広場への落書きなどがありました。

以上です。

○ 山本秀明議長 デルフィン議員。

○ 11番 スペル・デルフィン議員 ありがとうございます。

それでは、その課題について何か対策を講じられたのかをお聞きします。

○ 山本秀明議長 生涯学習部長。

○ 山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

まず、ごみ対策につきましては、公園内にごみ箱を設置し、利用者の皆様に適切なごみの処理をお願いしております。これにより、ごみのポイ捨てや散乱は大幅に減少しております。

次に、危険な滑走防止策につきましては、歩道から入り口にチェーンを設置し、危険なルートへの進入を物理的に制限しております。これにより、歩道からの危険な滑走は防止できております。

落書きにつきましては、発見後速やかに警察に被害届を提出し、注意喚起の掲示を行うなどの対策を講じております。その結果、現在まで新たな落書きは確認されておられません。

加えて、公園利用マナーの看板も設置する予定であり、利用者の皆様へ啓発活動にも取り組んでまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 デルフィン議員。

○ 11番 スペル・デルフィン議員 ありがとうございます。美しく整備された公園ですので、利用者の方々にはごみのポイ捨て禁止などマナーは守っていただき、スケートボードをされる皆さんも危険な滑走は行わず、周囲の安全には十分配慮して楽しんでいただきたいと思います。市としても、公園利用者に対するマナーの啓発に力を入れていただくようお願いします。

また、幅広い年齢層が利用する公共の場所ですので、誰もが快適に過ごせるよう利用者の安全を第一に考え、公園管理・運営に当たっていただくようお願いします。

この東入り口公園について、現状ではコンクリート舗装がなされているのみですが、スケートボードの利用者により楽しんでもらうため、市としてスケートボードの専用器具を設置する考えはあるのかお聞きします。

○ 山本秀明議長 生涯学習部長。

○ 山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

国指定史跡である池上曽根遺跡を史跡公園として整備するに当たりましては、整備内容に

ついて文化庁の許可を得る必要があります、公園内に遺跡と関係のない遊具や固定された専用器具を設置することは、原則として認められておりません。そのため、当公園での専用器具の設置は想定しておりません。

なお、スケートボード等の専用器具の持込みにつきましては、御利用後にその都度お持ち帰りいただくことを条件に、使用を認めているところでございます。

以上です。

○ 山本秀明議長 デルフィン議員。

○ 11番 スペル・デルフィン議員 ありがとうございます。池上曽根史跡公園は、池上曽根遺跡の保存と活用を図ることを目的とした史跡公園であるため、スケートボードの専用器具設置はできないということです。大変残念ですが、スケートボード禁止という公園が多い中で、東入り口広場はスケートボード専用ではないですが、スケートボードも可能な広場として整備されたことは大変うれしく思っております。

このようにスケートボードが可能な広場となっているため、この場所を会場にスケートボード大会を開催すれば、池上曽根遺跡のPRや地域の活性化に大いに貢献できると思います。過去に一度、この池上曽根遺跡でスケートボードイベントを開催しました。池上曽根史跡公園を舞台にスポーツイベントが行われることで、そのイベントに参加した方々が池上曽根遺跡の魅力に触れ、地域の歴史や文化を理解するとともに地域への来訪が促進され、地域活性化につながるものと考えます。

スポーツイベントは単なる試合や競技の場を超えて、多様な価値を生み出す重要な要素です。市主催でも民間主催でも構いませんので、この広場でぜひともスケートボード大会を開催してはいかがでしょうか。その際には、和泉市クラウドファンディングを活用していただくよう要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○

○ 山本秀明議長 次に、議席番号23番・関戸繁樹議員。

(23番・関戸繁樹議員登壇)

○ 23番 関戸繁樹議員 23番・五月会の関戸です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回のテーマは大きく2つ、1つ目は、「2040年問題」に備えた取り組みについてと題し、人口減少による労働力不足の解消と歳入確保の観点で、2つ目は、和泉市市民活動推進支援事業をはじめとする補助金制度についてお尋ねします。

では、まず1つ目の2040年問題について、質問の趣旨を申し上げます。

2025年問題とされていた時期が過ぎ、次なる社会課題として2040年問題という言葉を目にする機会が増えてきております。これは、高齢者人口がピークを迎える一方で、それを支える働く世代が激減するという需要増、供給減、財源減の三重苦が地域社会のあらゆる現場に襲いかかることを意味するものですが、将来にわたって持続可能な社会を実現するためには、行政の備えとして今のうちからできることに取り組んでおく必要があると考えます。

そこでお尋ねしますが、この2040年問題の定義とこれに伴う課題に対して、市としてどのように取り組まれようとしているのかお答えください。

なお、以後の質問は質問席で行いますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

- 山本秀明議長 はい、答弁。市長公室長。
- 東 直樹市長公室長 市長公室長の東です。

2040年問題とは、2040年頃に1971年から1974年生まれの団塊ジュニア世代が65歳を超え、全人口に占める65歳以上の割合が約35%に達すると予測され、医療や介護、年金などの持続性に対する懸念に加え、労働力の不足、生産性の低下、地方の過疎化、世代間格差の拡大など、多岐にわたる問題が懸念されているものと認識しております。

こうした課題への対応は、地方自治体の施策のみで解決できるものではないと認識しておりますが、地方自治体においても業務の取組手法について積極的にデジタル技術を活用するなどにより、労働力の制約があっても本来の業務を遂行できるよう、業務のスリム化を推進することが重要と考えています。

以上です。

- 山本秀明議長 関戸議員。
- 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。

詳細にお答えいただきましたけれども、冒頭にお示しました2025年問題との大きな違いは、団塊ジュニア世代が高齢者となり労働力不足が急激に減少すると、このことだというふうに思っております。

東公室長も私もまさにこの団塊ジュニア世代ということでして、共に和泉市の行政に携わっていく中でしっかりと道筋をつけた上で、後進へ道を譲っていきたいと考えているわけですが、お答えでは業務のスリム化の推進とありました。

大いに共感するところですが、市役所において労働力不足に関連するものが、まずは職員の数でございます。事前に人事課さんにこの点をお聞きしますと、ありがたいことに、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

現在は多くの応募があるということで安心をしておりますけれども、2040年までの長いスパンでの採用計画は立てていないということでした。もちろん職員数の確保は重要ですが、人口が減少する中、公務員という性質上、一度採用すれば将来的に雇用をし続けるという側面もありますので、職員不足、職員過多、いずれにも陥ることのないよう、DXやAIを活用しながら市民サービスの維持向上に努めていただきますよう、この点は要望しておきます。

それで、2040年の本市の人口推計ですが、老年人口は国と同様35%となり、生産年齢人口については実に2万人、約2割の減少が予想されております。そして、生産年齢人口の不足は労働力不足に直結するわけですが、ここからは影響を受けられる項目について、何点かお尋ねしてまいります。

まずは、災害時の避難所についてです。

避難所への職員配置については、事前に危機管理部さんにお尋ねしたところ、特に不足や苦労はしていませんということでしたが、今後、職員数の減少や市外在住職員の増加などで、避難所担当職員の確保が難しくなってくることに備え、受付業務などでデジタル化などを図ってみてはというように思いますけれども、市のお考えをお聞かせください。

○ 山本秀明議長 危機管理部長。

○ 堀 勇樹危機管理部長 危機管理部長の堀です。

避難所受付業務のデジタル化につきましては、様々な市町村で実証実験を行っているところでございますが、停電やマイナンバーカード、スマートフォンを持って避難できなかった場合等の検討課題も多いということですので、現時点ではデジタル化のみでの対応は困難というふうに考えております。このことから、避難者や避難所担当職員の負担軽減、また、避難所運営の効率化に向けて研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。確かにお示しされました課題等はあるかと思いますが、引き続き研究のほどよろしく願いいたします。

では、次ですが、発災後、避難所を運営する際には、避難者の方にも備蓄品の組立てなどを行っていただく必要があるかと思っておりますけれども、これがなかなか困難ではないかなというふうに思っております。実際、私自身、昨年度、久井町会さんであるとか、はつが野校区の自治会さんの合同防災訓練等にお招きいただきまして、段ボールベッドであるとか簡

易トイレの組立てを体験しましたがけれども、紙の取扱説明書を見ながらの作業というのが、なかなかうまくできませんでした。

そこで提案ですけれども、避難者も容易に組立てや設営ができるように、各備蓄品の組立て動画などをあらかじめ制作し視聴できるようにしておけば、いざというときに迅速に対応できるかというふうに思いますが、このあたりについての見解をお聞かせください。

○ 山本秀明議長 危機管理部長。

○ 堀 勇樹危機管理部長 危機管理部長の堀です。

現在、出前講座等で備蓄品の段ボールベッド、また災害用トイレ等の設営訓練を実施しておるところでございますが、設営訓練に参加できない方についても、備蓄品の組立てや取扱いについて学んでいただけるよう、備蓄品の設営動画を制作し、市ホームページなどを通じて周知してまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。労働力不足が顕著な分野として、配送業界があります。運転士さんの不足が問題視されているわけですがけれども、その解消方法の一つとして、宅配ボックスの普及促進があるかと思います。こちらについては、過去に浜田副議長や埴田議員が議会で取り上げられており、その際のメリットとして、運転士さんの負担軽減などに加えまして、再配達の減少に伴います二酸化炭素の排出量の削減といった、環境面での効果もお示しされていました。

そこで、現在の宅配ボックス普及に関する市の取組を教えてください。

○ 山本秀明議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

宅配ボックスの設置活用につきましては、二酸化炭素排出量の削減につながる取組といたしまして、市のホームページに掲載しているほか、広報いずみ令和7年3月号と8月号、さらに令和8年4月号に関連記事を掲載し、啓発を行っております。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。現在は周知啓発ということなんですけれども、宅配ボックスのさらなる普及には、設置に関する補助金制度が私は有効だというふうに

考えております。大阪府内では既に摂津市さんが実施されているようですけれども、この点について本市のお考えをお示しください。

○ 山本秀明議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

再配達の削減に向けた取組につきましては、配達日時の指定やコンビニ等各種窓口での受け取りなど様々な方法があるほか、設置が難しい共同住宅や既に自費で設置済みの住宅があるなど公平性や補助事業の持続可能性、費用対効果等、それらの観点を踏まえまして、市民への新たな補助制度の創設に当たっては慎重を期す必要があり、本市での独自の宅配ボックス設置費に関する補助事業を実施する予定はございません。

なお、国においては、リフォームに関しまして、みらいエコ住宅2026事業などで、戸建住宅や共同住宅向けの宅配ボックスの設置に係る補助事業を実施しているところでございます。

一方で、議員のお示しのとおり、宅配ボックスの普及は、再配達の削減による環境負荷の軽減やドライバーの負担軽減、そして、さらに市民の利便性向上にも資するものでありまして、本市としてもその有効性は認識しているところです。そうした有効性を市民の皆様へ広く浸透していけるよう、引き続き積極的な啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。実施予定はないということで、その理由を幾つか挙げていただきました。

まず、共同住宅は設置が難しいということですが、既に兵庫県の姫路市では、共同住宅を対象に補助事業が展開をされております。

次に、既に自費で設置済みの方との公平性の観点という点ですが、ここを懸念するのであれば、ほかにも補助制度、自転車のヘルメットであるとか、生ごみの処理機など様々していただいておりますけれども、この理屈でいくならば、常に市民の皆様が購入される前に、市が先頭を切って補助事業を展開しなければならないということになります。

そして、国の補助事業を御紹介いただきましたけれども、こちらは主に新築かリフォームのみを対象としておりまして、宅配ボックスのみの設置というのはできません。

また、課題ということで、補助事業の持続可能性という点ですが、同じ所管をされております雨水タンクの補助事業は、近年の予算執行額がおおむね35%から過半数を割っております。昨年度に至っては25%ということで僅か6件、低水準で推移し続けている中、

今なお継続をされております。逆にこの点は、見直すべきではないかなというふうに思っております。御答弁の持続可能性を慎重に分析する必要性、一定理解はしますけれども、雨水タンクの例もございますので、ぜひ時代のニーズに合った施策へ転換されることを要望しまして、この質問は終わります。ありがとうございました。

それと同じく、運転士さんが不足する分野としまして、バス、タクシー業界がございます。交通の空白化に伴いまして、移動難民の交通手段の確保が課題となるわけですが、こちらにつきましては昨日、坂本議員のほうで内容の濃い議論がされておりました。坂本議員と共に行政視察に参加させていただきました身として、大いに賛同するところですので、私のほうからも要望をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、同じ観点ですけれども、選挙事務についてお尋ねします。

選挙関連の人員確保につきましては、先ほどの避難所とは大きく異なっているようで、職員のみならず、民間の方々も含め、かなり苦勞されていると耳にしております。本市の現状を教えてください。

○ **山本秀明議長** 行政委員会総合事務局長。

○ **前田志織行政委員会総合事務局長** 行政委員会総合事務局長の前田です。

投開票事務に当たる職員や民間の投票事務協力員については、現在、辛うじて確保できているものの、衆議院議員解散に伴う突発的な選挙においては、必要人数の確保が困難となりつつあります。

また、当日投票立会人については、町会等からの推薦をお願いしているところですが、町会側からも人選に苦慮しているとの相談をされるケースが増えてきています。

以上です。

○ **山本秀明議長** 関戸議員。

○ **23番 関戸繁樹議員** ありがとうございます。お答えでは、現状は辛うじてと、突発的な場合は困難とのことでした。

それで、もちろん人員の確保には引き続き努めていただく一方で、やはり人員そのものを減らす取組が必要だと思います。

その1つ目が、電子投票です。令和6年12月に行われました四條畷市の市長選挙では、国内で8年ぶりに電子投票が導入されたようで、今月10日付の読売新聞で大きく取り上げられていました。その記事によりますと、「電子投票機運再び 導入動き新たに10市町村」という見出しで、開票担当者は前回の88人から3分の1の27人へ、前回128票あった無効票は電

子投票分でゼロに、また、投票者のコメントとしまして、簡単に投票ができた、病気や障がい
で字を書くことが困難な人にとっても一助になるはずだとも紹介されていました。

そこで、本市ではこの電子投票の導入についてどのようにお考えですか。

○ 山本秀明議長 行政委員会総合事務局長。

○ 前田志織行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の前田です。

電子投票とは、有権者が投票所まで行き、投票所に設置された端末を操作して投票する方法
でございまして、有権者がパソコン等を通して在宅のままでも投票できるインターネット
投票とは異なります。

電子投票を導入することにより、開票に従事する人員や開票時間の削減、案分票、疑問票
が発生しなくなるなどのメリットがあります。

また一方では、和泉市条例の制定により、市議会議員選挙と市長選挙のみ対応が可能とな
りますが、大阪府及び国政選挙では従来どおりの記名式であるため、選挙ごとに投票方法が
異なり、有権者が混乱する懸念があること、システムトラブルのリスク、機器調達に伴う経
費の増大などの課題もあります。

そのため、現時点での導入予定はございませんが、近年では電子投票を導入している自治
体も見受けられるため、引き続き他自治体の動向を含め、情報収集等に努めてまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。

この件は、国や府の動向が大きいかなと思っておりますので、引き続き注視しながら進め
ていただきますようよろしくお願いいたします。

では、同じく人員そのものを減らす取組の2つ目ですけれども、投票所の統廃合です。言
うまでもなく、選挙は最大の民主主義の根幹でありまして、有権者の投票機会の確保は自治
体の責務ですので、最大限の努力を続ける必要がありますけれども、市ではこの投票所の統
廃合について、どのようにお考えでしょうか。

○ 山本秀明議長 行政委員会総合事務局長。

○ 前田志織行政委員会総合事務局長 行政委員会総合事務局長の前田です。

投票所の統廃合につきましては、平成30年に一部の投票区において検討を行いました
が、地域住民の皆様の御意見等を踏まえ、見送った経緯がございます。

統廃合に伴い投票所への距離が遠くなることは、投票率の低下を招く懸念もあることから、

現時点において、当日投票所の統廃合を実施する予定はございません。

しかしながら議員御指摘のとおり、投票所における人員不足は全国的な課題であり、本市におきましても今後の状況を注視しつつ、引き続き対応を検討していく必要があると認識しております。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。現時点ではないということで、安心をしております。

前日も一部の投票区ということではなりましたが、私の地元でもかなりの声を、お叱りの声をいただきましたので、安心はしておりますけれども、やはりいつかは必ず直面する課題だというふうに思っておりますので、今のうちから様々なシミュレーション、またアイデアを模索していただきたいということを要望しまして、この質問は終わります。ありがとうございます。

では、ここからは歳入確保の観点でお聞きします。

歳入には、税や国・府の補助金など様々なものがございますが、私は、職員さんの頑張りや工夫によって最も効果が現れ、また、他の自治体との差が出るのが、ふるさと納税だというふうに思っております。

そこで、過去3年間の寄附額とその寄附額から返礼品などに係る経費、また、和泉市民が他市に寄附をすることによって流出している額を差し引いた純粋な利益について、私のほうからお示しをさせていただきます。

まず、寄附額につきましては、令和5年度が9億円、令和6年度が11.5億円、令和7年度は見込みで13.8億円。次に、純粋な利益につきましては、令和5年度で3億円、令和6年度で4億円、令和7年度は同じく見込みですけれども5億円ということで、いずれも右肩上がりで順調に増加しておりまして、府内でもトップテン入りを果たしてくれているわけですが、その点においては、職員さんの頑張りには大変感謝をしております。

そこでお聞きします。このふるさと納税、ふるさと元気寄附事業を行うに当たって、現在工夫されている取組があれば教えてください。

○ 山本秀明議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

ふるさと納税に係る寄附を確保するために取り組んでいるものとしては、市職員が自

ら返礼品の拡充を図るべく、市内事業者へのいわゆる営業活動を行うことはもとより、令和7年度からは和泉商工会議所と職員が連携し、魅力ある新規返礼品の開拓に取り組んでおります。

また、返礼品の画像加工へのA I活用をはじめ、リピーター対策としての定期的なメルマガ配信や、キーワードを検索した際に上位に表示されるようにするリスティング広告なども実施しており、返礼品をより魅力的にPRできるよう、引き続き積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。たくさん取組をお示しいただきまして、これらの成果が増収につながっているものと思いますし、今後、さらにギアを上げていただきたいと思うところです。

全国的にトップランナーであります泉佐野市さんにおきましては、補助金や企業誘致を行っております。どちらも効果的な施策だと感じておりまして、ぜひ取り入れていただきたいんですけども、本市において予定されている取組があれば教えてください。

○ 山本秀明議長 環境産業部長。

○ 山崎光一環境産業部長 環境産業部長の山崎です。

寄附額の増額のための基本的な取組としましては、3点ございまして、1つは、返礼品提供事業者や返礼品の種類を増やすこと、次に、返礼品の魅力を高めること、最後に、返礼品のPRであります。

また、より多くのふるさと納税の増額を図るためには、大量の返礼品を受注し、製造できる生産能力を有する体制が重要となります。既に本市で操業するそうした機能を有する事業者に対して、ふるさと納税への積極的な参画を求めるとともに、新たな企業を誘致することもある有効な手段の一つであると考えており、現在、和泉市産業振興プラザの空き室を有効活用できるよう、現行の補助制度の拡充による企業誘致を検討しているところでございます。

また、来訪促進にも資するものとして、市内飲食店等において二次元コードを読み取ることで簡単にふるさと納税を活用した支払いができるよう、現地型ふるさと納税を令和7年度より導入しておりまして、この利用店舗の拡充と併せて周辺地域へのプロモーションを積極的に行い、市内産業の振興と来訪促進の推進につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。企業誘致と現地型ふるさと納税ということでお答えいただきました。

企業誘致という点におきまして、産業振興プラザにつきましてはちょうど昨日からホームページにアップされておりまして、お貸しできますよということだったと思います。現在は空きということで、言わば収入ゼロという状態ですので、ぜひ活用のほうをお願いいたします。今後のさらなる成果に期待しまして、この質問は終わります。ありがとうございます。

次にお尋ねするのは、火葬を行った際に生じます残骨灰についてです。

こちらにつきましては、公明党の吉川議員が、令和4年度の決算委員会におきまして御質問されておりまして、その際の市の御答弁は、検討していく必要があるといったものでした。

そこで、その後の経過も含め、現状を確認させていただきます。

まずは、現在、本市では残骨灰の処理について、どのように対応されていますか。

○ 山本秀明議長 市民生活部長。

○ 森 博紀市民生活部長 市民生活部長の森です。

火葬残骨灰の処理業務につきましては、毎年、最低制限価格は設けず、指名競争入札により委託事業者を決定しています。今年度は16者が参加し、落札価格は1円となっております。

業務内容としましては、残骨灰を収集して、工場で人骨を残骨と不純物に選別後、残骨については粉碎処理を行い、お寺に埋葬供養しております。また、不純物に含まれるリサイクル可能なものはリサイクルを行うとともに、有害化学物質が含まれるものについては、高熱無害化処理を行って処分しています。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。収集、運搬からお寺での埋葬、供養に至るまでの業務を委託しており、落札金額は1円ということでした。たしか吉川議員が御質問された時点でも、かれこれ10年は1円だったということだったと記憶をしております。

そこでお尋ねします。なぜ事業者は、1円でこれだけの業務を請け負っていただけるのか、市としてその理由はどのように分析されていますか。

○ 山本秀明議長 市民生活部長。

○ 森 博紀市民生活部長 市民生活部長の森です。

残骨灰の選別処理をした後に取り出した有価金属等については、委託業者がリサイクルを

行い、そのリサイクル金額によって業務を執行していると思われます。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。御答弁のとおり、委託業者さんが有価金属等を換金して業務費用に充てられているということで、私も想像するわけですが、これに対しまして、近年では売却して、市の収入にしている自治体も増えてきております。全国的には政令市が先行してきたわけですが、今年度よりお隣の岸和田市さんでも実施をされております。当然、御遺族等の感情もございまして、デリケートな案件ですが、先を見据えますと取り組んでいくべきだというふうに思っておりますが、市のお考えをお示しく下さい。

○ 山本秀明議長 市民生活部長。

○ 森 博紀市民生活部長 市民生活部長の森です。

残骨灰については、各自治体にその取扱いが委ねられており、本市においては個人の尊厳や遺族の感情に配慮し、これまで市の歳入確保のための売却は行っていません。

令和4年度に本市が行った政令市を除く大阪府内各市への状況調査では、吹田市のみが残骨灰の売却を行っている状況でした。しかしながら、議員御指摘のとおり、岸和田市貝塚市広域事務組合が残骨灰の売却を始めるなど、以前とは状況が変わってきていることを踏まえ、今後は既に実施している自治体への聞き取りや視察を行うなど、引き続き検討してまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。

既に導入されております京都市や横浜市や名古屋市では、数量についてもネットで公表されておりまして、そういった数字を本市に当てはめて推察いたしますと、恐らく年間で1,000万円程度の金額になろうかなというふうに思っております。今後、検討いただいて、導入された際には北部コミュニティセンターであるとか、いずみ霊園の運営に充当するなど、市民の皆様に還元いただきますことを要望しまして、この質問は終わります。ありがとうございました。

次が、大きな1つ目の項目としては最後の質問です。

同じく、歳入確保の観点ですが、市内の道路や歩道橋、歩行者専用道路の立体交差などに

おけるネーミングライツについて、本市の導入状況を教えてください。

○ 山本秀明議長 都市デザイン部長。

○ 前田正和都市デザイン部長 都市デザイン部長の前田です。

本市が管理する橋梁などの道路施設へのネーミングライツについては、平成28年度から随時募集を行っておりますが、現在まで応募はありません。

なお、国府小学校前にあるような歩道橋は市内に幾つかございますが、いずれも大阪府の管理となっております。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。残念ながら10年間で応募なしということでした。

では、次にネーミングライツのように道路構造物自体に名称をつけるのではなく、広告スペースとしての利用、例えば立体交差の橋の上に企業の広告などを設置することは可能でしょうか。

○ 山本秀明議長 都市デザイン部長。

○ 前田正和都市デザイン部長 都市デザイン部長の前田です。

橋梁などの道路施設への広告設置につきましては、道路法に基づく占用許可が必要になりますが、道路法の解説書によりますと、営利目的で公共性のない広告物による占用は、原則として認められないとされております。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。

では、ここで写真を御覧いただきます。事務局さん、資料番号1をお願いいたします。

こちらは、和泉中央駅前のエコー・いずみにあります歩行者専用デッキです。民間施設ということで、柱にたくさんの店舗名等の広告物が掲載をされております。

続いて、資料番号2をお願いいたします。

こちらは、JR和泉府中駅前です。和泉中央駅と同様にたくさんの柱がありますけれども、こちらに企業広告などを設置できるのであれば、歳入確保の観点で有効ではと考えておりますけれども、部長の先ほどの御答弁からは難しいということになるのでしょうか。

○ 山本秀明議長 都市デザイン部長。

- 前田正和都市デザイン部長 都市デザイン部長の前田です。

和泉府中駅前の歩行者デッキの柱につきましては道路施設となりますので、先ほどと同様に原則として認められないことになります。

以上です。

- 山本秀明議長 関戸議員。

- 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。難しいということです。

では、話をネーミングライツに戻しまして、この歩行者デッキにネーミングライツを導入し、柱に企業名を掲載することは可能でしょうか。

- 山本秀明議長 都市デザイン部長。

- 前田正和都市デザイン部長 都市デザイン部長の前田です。

民間事業者からの提案内容にもよりますが、ネーミングライツ導入の可能性はあるものと考えております。

以上です。

- 山本秀明議長 関戸議員。

- 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。可能性はあるということでお答えいただきました。

それで、事務局さん、資料番号3をお願いいたします。

こちらは、南海の岸和田駅です。和泉中央駅や和泉府中駅と同様に多くの柱がありまして、こちらでは岸和田城やだんじりなど、市の観光資源が多く掲示をされております。もし和泉府中駅でネーミングライツの応募が見込めない場合は、本市が持つ資源のPRの場所としての活用、例えば久保惣記念美術館であるとか伝統工芸品の写真を掲示するなど、ぜひ市として全庁的に有効に活用いただくことを要望しまして、この質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

では、続いて大きな2つ目です。市民活動推進支援事業など補助金の制度改正、そして、新たな補助金制度の創設についてお聞きしてまいります。

まず、私のほうからこの事業の概要を申し上げます。令和3年度より開始されておりまして、文化、芸術やスポーツ、また地域の祭りといった多岐にわたる市民活動に対しまして補助金を交付されているもので、その活性化を図ることで、協働・共生によるまちづくりの推進が期待されております。

補助の内容ですが、対象経費の2分の1以内で上限は80万円、そして、この制度の前身と

して平成23年度から実施されておりましたちよいず、こちらにつきましては辻市長が初当選された際、市民税の1%、約1億円を市民に還元するという目玉公約だったわけですが、こちらの補助金や補助率上限も現行と同様でした。

そして、大きな違いとしましては、ちよいずは市民さんによります投票式であったのに対して、現行は外部の有識者等で構成される審査会において、交付対象団体が決定されております。

以上を踏まえましてお聞きしてまいります。

令和7年度は36団体に対して支援が行われたと聞いておりますけれども、これらのうち、上限金額と同額の補助を受けられた団体はどれぐらいありましたか。

○ 山本秀明議長 市長公室長。

○ 東 直樹市長公室長 市長公室長の東です。

上限金額と同額の支援を受けた団体は、10団体となっております。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。上限額の補助金をもらえた団体ですが、率にしますと僅か28%と全体の3割には満たないということが分かりました。

では、この要因を市としてどのように分析していますか。

○ 山本秀明議長 市長公室長。

○ 東 直樹市長公室長 市長公室長の東です。

市民活動推進支援事業の公益活動支援コースのステップアップコースと地域活性化コースでは、支援対象経費の2分の1以内で上限80万円という制度でありますことから、上限額80万円を受ける活動団体においては、補助対象経費として160万円を支出する必要がある、団体の活動内容に大きく左右されていることも要因であると考えております。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。要は、この補助金と同額の80万円を御自身で御用意できない団体が、実に7割を超えているということです。私としましては、たとえば上限額はそのままだとしても、補助率を少しでも上げていただけることで7割にも上る団体さんが救われ、より効果的な取組が期待できるものと考えています。

そこで、本市において補助金に関するガイドラインがあるかと思いますが、その考えや運

用についてお答えください。

○ 山本秀明議長 総務部長。

○ 土本修一総務部長 総務部長の土本です。

議員お示しの和泉市補助金運用ガイドラインは令和5年10月に制定しておりまして、補助率については、国または大阪府等の補助を伴う場合を除きまして、原則補助率を2分の1以内と定めております。このガイドライン制定以降の運用につきましては、災害の未然防止や町会・自治会の負担軽減など、喫緊の課題解決のため限定的に補助率を引き上げている事例はあるものの、通常のイベントや事業に関する補助率については原則2分の1以内での運用としております。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。原則は2分の1で、例外もあるということが分かりました。

それで、本市におきまして現在の状況を調べてみました。市民活動推進支援事業のチャレンジコース3分の2、蜂の巣の駆除3分の2、生ごみ処理機4分の3から3分の2、土木維持管理室での私道の整備補助10分の7、農林担当の単独補助金、今年度から10分の7へ拡充、防犯灯電気料金、今年度から10分の10へ拡充ということで、これらにはガイドラインができる前からのものも含んでおりますけれども、やはりこういった高い補助率の裏には、担当課の熱意というものがあつたものと敬意を表するとともに、当該事業の担当部署にも同様に期待をしているところです。

そこで、担当部長にお尋ねします。皆さんのミッションは、市民活動をいかに行きやすくするか、活性化させるかということだと思います。7割を超える団体さんの課題である現状を再度御認識いただき、補助率を上げていただけないでしょうか。

○ 山本秀明議長 市長公室長。

○ 東 直樹市長公室長 市長公室長の東です。

物価高騰や市民活動の重要性は認識しているところではありますが、現段階においては経常的、恒常的な事業に対する補助金であることや、市民活動推進支援事業審査会からは、市民活動の事業運営に当たっては補助金ありきではなく、団体や活動の自立を促していくという視点も重要であると指摘されていることを踏まえると、補助率を上げるような喫緊の課題として位置づけることは難しいものと考えております。

ただ、今回いただきました御意見については、市民活動推進支援事業審査会にも報告し、審査会の意見も聞きながら、市民活動が一層活性化するように努めてまいりたいと考えています。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。今、室長のほうから、外部の審査員から、団体や活動の自立を促す視点の指摘があったということでもございましたけれども、まさに現在、和泉市では公の施設の維持管理費、光熱水費であるとか委託料などを勘案した中で、公共施設の使用料の改定、値上げをしようとしております。この点、施設を管理する指定管理者に対しては、自主事業のさらなる拡充など自立を促すことなしに必要な経費を見直していくということであれば、それと同様に、市民が必要とされている補助金の金額も見直していただきたいというのが、率直な感想です。

この先、審査会の皆さんの意見も聞いてもらえるということなんですけれども、ぜひ活動団体さんとのヒアリングも実施していただくなど、市民の皆さんに目を向けた施策展開も期待しまして、次の質問に移ります。

ここからは、本市の財産でありますだんじり祭りについてお伺いいたします。

先日開催されました市制70周年だんじり記念曳行では、全35台の本格だんじりが一堂に集結し、盛大に開催されました。大きな事故もなく、まさに和泉市の70周年を祝うにふさわしいすばらしいイベントとなったと感じるとともに、市内外の方から大変高い評価をいただいております。御理解と御協力をいただきました市民の皆様、和泉警察さん、そして、各交通事業者さんや和合会さんをはじめとする祭礼関係者、消防本部さん、そして、何より事務局を担っていただきました広報・協働推進室の職員さんに心から感謝を申し上げます。また、当日は議会を代表され、山本議長にもお祝いの言葉をいただくことができました。花を添えていただきまして、本当にありがとうございました。

そして、このたびの周年事業に対しまして市からも補助金の交付がされ、私自身、参加者の一人として大変ありがたく思っているわけなんですけれども、通常の祭礼の際にも、だんじりや子どもだんじり・みこしを所有する団体からなります和泉市だんじり・みこし連絡協議会に対しても補助金を交付いただいていると聞いております。

この協議会ですけれども、平成12年度に発足され、その後、名称変更などを経て現在に至っておりますけれども、大きな制度変更はなく、現在、市からは1団体に1万円、加えて、

本格だんじりによる連合曳きに参加する団体に別途3万円を頂いております。

そこで、まずこの補助金の対象となる費用を教えてください。

○ 山本秀明議長 市長公室長。

○ 東 直樹市長公室長 市長公室長の東です。

各団体への活動補助金については、和泉市だんじり・みこし連絡協議会の活動補助等要綱に基づき交付しており、その対象となる費用は、事故対策に係る保険費用、安全対策に係る警備費用、活動に係る清掃費用、伝統行事としての保存と発展に係る費用となります。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。お答えでは、保険代、警備代、清掃費、そして4点目が、伝統行事としての保存と発展に係る費用ということで、こちらにはこまや前梃子などが含まれるというふうに理解をいたしました。

そこでお聞きしますけれども、市では毎年、市内各地で秋にだんじり祭りを行っている際、先ほど補助対象と言われました1から4に、各町でどの程度の経費がかかっているのか金額ベースで御存じでしょうか。

○ 山本秀明議長 市長公室長。

○ 東 直樹市長公室長 市長公室長の東です。

だんじり1台につき、どの程度の経費がかかっているのかを明確に把握できていませんが、各団体への活動補助金については例年申請に当たり、事故対策に係る保険費用の領収書を提出いただいていることが多く、その保険料を確認したところ、町によってかなりの金額の差はありますが、少ないところで30万円程度、高額なところでは100万円を超えるところもあることが確認できました。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。保険代について把握されているということで、30万円から100万円超えということでしたけども、私の知識では、平均しますと70万円から80万円程度かなというふうに思っております。これに警備費やこま、前梃子などを加えますと、おおむね300万円程度で運営している町が多いのではないかなというふうに思っております。もちろん、飲食費等は一切除いた状態ですけれども。

それで、市からはこれらの活動に対する補助金ということで4万円を頂いております。先

ほど総務部長は、ガイドラインでは原則2分の1と言われましたが、それどころか率にしますと300分の4、僅か1.3%ということでございます。この補助金ですけれども、組織が今の形となってからでも既に20年以上、設立当初から数えますと25年もの間、ほぼ変更がありません。四半世紀もたてば、金額はもちろんですけれども、当時の補助に至った趣旨や目的においても、現在とは大きく乖離してきてるんじゃないかなというふうに私は感じております。

先日の70周年曳行の際には、市長や特別職の皆さんも現地で御観覧になってくれておりましてけれども、だんじり本体の豪華さであるとか、やり回しはもとより、老若男女がはっぴを着て一緒に走る姿、また、赤ちゃんを抱いたり、おじいちゃん、おばあちゃんと一緒にいたりして走れなくても自分の町のだんじりが来たら手を振る姿に、地域の絆であるとか団結力、そして、何より市民のパワーというものを感じられたのではないのでしょうか。

そこでお尋ねします。こちらの補助金、増額をしていただけないのでしょうか。

○ 山本秀明議長 市長公室長。

○ 東 直樹市長公室長 市長公室長の東です。

御指摘のとおり、だんじり活動に要する費用に対し、市が支援している金額の割合は僅かなものであります。また、先日の70周年を祝うだんじり曳行における本市の魅力発信への貢献度は、非常に大きいものと考えるところです。しかしながら、補助金の増額という視点については、全体のバランスも含め、現状の慎重な整理や関係部局との調整が必要になると考えます。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

○ 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。御答弁の中で全体のバランスという言葉を用いられました。よく職員さんと話しますと、だんじりは少数派ですので云々と言われるんですね。確かに市内の全200町会・自治会のうちでの35町、子どもだんじりとみこしを加えても46町ということですので、当然ここだけを見ますとそうなんですけれども、では逆に、市が考える多数派、つまり過半数の100を超える町会・自治会が行っている行事というのがあるんでしょうかというか、あれば教えていただきたいなというふうに思っております。

しかも人数、1町会あたりはっぴを着て参加する人数が150から200、これにはっぴは着れないけれども、先ほど申しました家族であるとか、炊き出しに参加いただける方などを含めますと、本格だんじりだけでも優に1万人は超えるような方が参加している市内最大の行事のはずです。もちろんこれには、校区外や市外からの見物人は含んでおりません。そうなれ

ば、だんじりは少数派どころか、市内最多の関係人口を誇る行事のはずですので、私は市にはこの少数派という言葉を用いずに、この点は事実として受け止めてもらいたいと思いますし、私の認識が間違っているのであれば、数で勝る行事があるのであれば御指摘いただきたいというふうに思っております。

それで、ちょうど朝、今日、和泉中央駅で駅立ちをしていましたら、いつもと違う曜日で違う場所で立っていましたら、女性の方が来られまして、その方いわく、市制70周年のだんじり見に行きましたと、私の町はだんじりはないんですけれども、あれを見たときに本当に今、和泉市が一つにまとまって前に進んでいることを感じましたというふうに言ってくましまして、私自身は、そもそも賛否があるものだということで認識は十分しているんですけれども、そうおっしゃっていただきまして、今質問をしている中でも大変心強く感じているところです。

ここからは、文化財の観点でお尋ねします。

現在、だんじりやみこしなどの伝統行事に対しましては、国からの補助制度があるんですけれども年々補助率が低下しておりまして、一定の年数を経過しなければ次回の申請が認められないといった点もありまして、非常に厳しい状況が続いております。

それで、先ほど申しましたけれども、各町においてだんじりの保存運営に係る費用が大きいのかかっておりまして、文化財を所管されている部署にも何らかの支援を求めているところでもありますけれども、その前にまず、動く芸術品とされますだんじりですけれども、これに対する市の認識、まずは、だんじり本体が持つ価値について、それと、御承知のとおり、だんじりは飾っておくものではありません。引いて初めて完成に至るものですので、この引くという行事が持つ価値について、それぞれ教えてください。

○ 山本秀明議長 生涯学習部長。

○ 山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

各町に伝わるだんじりには、地域の歴史や文化を反映した彫り物が施されるなど、だんじり本体そのものが貴重で、高い価値があると認識しております。

また、だんじりの曳行は、次代に継承していただくべき伝統行事であるとともに、長きにわたり地域に根差した貴重な財産であり、世代を超えた絆や地域コミュニティの活性化にも大きな役割を担っているものと認識しております。

以上です。

○ 山本秀明議長 関戸議員。

- 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。いずれにも価値があるということでお答えをいただきました。

それで、今回の質問に際しまして、自治体独自でだんじりやみこしに補助金を出しているところがないかということで、私なりに調査をしましたら、泉佐野市さんを見つけることができました。

その概要ですけれども、まず目的は、伝統行事の継承、まちの活性化、観光による集客力の向上。補助対象では、ハード面としまして、だんじり等の新調に対して300万円、購入や修繕に150万円を上限に助成、ソフト面では、だんじり等の曳行に1町1日当たり30万円、つまり試験曳きと本曳きで計90万円を助成、こちらにはこまや前梃子、飲食費、また炊き出しの材料、保険料、警備費などなど、祭りに必要となるほとんどのものを対象としております。

また、貝塚市では昨年、市内のだんじりやふとん太鼓の運営団体のほうから、議会に対しまして「祭礼助成金の増額に関する請願」というものが提出され、その結果、全会一致で可決、補正予算が計上され、予算が5倍に増額をされております。

そこでお尋ねします。先ほどの御答弁で、だんじりは次代に継承していくべき伝統行事だというその価値をお認めいただいた中で、本市において新たな支援策を創設していただけないでしょうか。

- 山本秀明議長 生涯学習部長。

- 山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

だんじりは貴重な伝統行事であり、その維持継承には地域の方々の多大な御苦勞があり、費用の面でも御負担が大きいことは認識しております。

新たに支援策につきましては整理すべき課題もありますことから、まずは文化庁に対し、文化庁補助金の柔軟な運用を求めるとともに、関係課との調整も含め、他市の事例なども参考にしつつ研究してまいります。

以上です。

- 山本秀明議長 関戸議員。

- 23番 関戸繁樹議員 ありがとうございます。

このたびの質問を通じまして、だんじりが持つ魅力や意義、地域コミュニティーであるとか、市の魅力の発信とか、伝統文化ということで、改めて多くの面でだんじりに価値があるということと、それにつきまして、市と私の思いが同じ方向を向いてるなというふうに私は

捉えさせていただきました。

今回この話題を取り上げた目的としましては、まずは補助金の増額、また創設を求めるためです。しかしそれだけではなくて、現在、市が行ってくれている支援策においても整理すべき点があるのではないかというふうに感じているからなんです。

まず、だんじり・みこし連絡協議会に対しましては活動に対する補助金ということで、補助対象経費が、先ほど私のほうから申し上げましたけれども、数百万円ということで、これに対する補助金と位置づけながらも補助率が1%台ということで非常に低く、これが活動に対する補助金という位置づけではなくて、実態は団体補助金の要素が強くなっているというふうに感じています。

次に、市民活動推進支援事業におきましては、現在は連合単位で申請をしておりますので、3つの連合さんとも上限の80万円に達している中、和泉大連合は18町で80万円、信太連合は9町で80万円、松尾連合は7町で80万円と、結果として不公平感が生じていること。また、だんじり・みこし連絡協議会の構成団体でもあり、先日も35町のだんじりの1台として参加され御尽力いただきました池上町につきましては、本市内の連合に属していないため、市民活動推進支援事業にエントリーすらできていないという現状でございます。

これらのことから、70周年記念曳行を大成功に終えた今、私は、本市はだんじりへの向合い方というものの岐路に立っているのではないかなというふうに感じております。10年後の80周年、そして、よく辻市長が口にされております市制100周年に向けまして、35町が1町たりとも欠けることなく和泉市を盛り上げていただけるよう、市としても応援をしていただきたいというふうに思っております。

当然、だんじりやみこしは、それぞれの所有町会の財産ではありますが、そこから生まれます民の力、パワーは紛れもなく市の財産だというふうに思っております。地域の底力は災害発生時におきまして大きな力を発揮し、和泉市の力となってくれるはずです。

以上のことから、だんじり・みこしへの新たな補助制度をぜひ前向きに御検討いただくことを強く要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○

○ 山本秀明議長 次に、議席番号10番・森 久往議員。

(10番・森 久往議員登壇)

○ 10番 森 久往議員 10番・五月会、森 久往、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回の質問については1点なんですけども、どういうことかといいますと、水道管等の耐震化、そして、それに関わる老朽化の管に対しての更新、これについてお聞きしたいと思います。

初めに、先日、浦田町で管の漏水があったということで報告が来ました。現場へ行ったんですけども結構な漏水でして、そのまま放置すると隣の倉庫に水が入ってくるところであったんですけど、上下水道部が素早い対応をさせていただいて、そして、それを修復できたというような現状があります。気になったことがありまして、その管、いつから入っているんやろなど。その管の形状はどんなんやろなというようなことが気になりました。

そこで、それも踏まえて今回の漏水した原因について、まずお聞きしたいと思います。

以後の質問につきましては、質問席からさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 山本秀明議長 上下水道部長。

○ 奥野安信上下水道部長 上下水道部長の奥野です。

漏水した水道管は、直径40センチメートルのダクタイル鋳鉄管と呼ばれる水道管で、昭和42年の1967年に設置されたものであり、和田浄水場から中央受配水場へ水を送る重要な送水管となっております。

また、現地調査の結果、老朽化により約2センチメートルの穴が3か所開いている部分から漏水していることを確認いたしました。

以上です。

○ 山本秀明議長 森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございます。この水道管の布設、59年前ということですよ。ですから、これからまだまだ漏水が起こる可能性というのがありますよね。それに対しまして、更新の必要性についてお聞きしたいと思います。

○ 山本秀明議長 上下水道部長。

○ 奥野安信上下水道部長 上下水道部長の奥野です。

今回漏水した送水管は、令和7年度に策定した和泉市水道管路更新計画においても優先度の高い路線として位置づけしており、計画では令和13年度以降のできるだけ早い時期に更新すべき管路となっております。

以上です。

○ 山本秀明議長 森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございます。先日、和泉市水道管路更新計画案というの

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

を概要で説明をお聞きしたんですけれども、この中で少し再度お聞きしたいなということで、3問ほどしたいと思います。

まずは、和泉市水道管路更新計画の更新順についてお聞きします。

○ 山本秀明議長 上下水道部長。

○ 奥野安信上下水道部長 上下水道部長の奥野です。

本計画は、管の布設年度や過去の漏水事故のデータなどをA Iに学習させ、管の重要度ごとに更新期間を定め耐震化を行っていく、20年間の計画となっております。

令和7年度から令和12年度までにつきましては、国の通知に基づき、避難所や防災拠点などの重要施設の管を耐震化する期間とし、令和13年度以降につきましては、取水地から浄水場へ行く導水管や浄水場から配水場へ行く送水管などの重要度の高い管路の更新を行う計画内容となっております。

以上です。

○ 山本秀明議長 森議員。

○ 10番 森 久住議員 ありがとうございます。

実は、優先度定量評価方式の中にA Iという言葉が出てきてます。今の答弁の中に少し気になったというのがありまして、それは何かと。管の布設年度や過去の漏水事故データをA Iに学習させているという、そういう答弁でありましたんで、もう少しA Iをどのように活用しているのかお聞きします。

○ 山本秀明議長 上下水道部長。

○ 奥野安信上下水道部長 上下水道部長の奥野です。

まず、和泉市に布設されております水道管の口径や継ぎ手の仕様、埋設年数、漏水実績などの基礎データをA Iに読み込ませて、今後の漏水リスクの分析を行います。次に、土壌や気象情報などの環境ビッグデータを読み込ませ、影響などの分析を行い、その精度を向上させます。こうして得られたA Iからの情報と管の重要度を加味して、管路更新計画を作成したものです。

以上です。

○ 山本秀明議長 森議員。

○ 10番 森 久住議員 ありがとうございます。A Iの進化と依存が非常に時代を担っているということを、ここで確認いたしました。

まず、老朽化した水道管は大規模漏水事故につながるというふうに思います。それで、管

路更新率が1.25%を目標に掲げると、ここに書かれてあるわけですが、現在の進捗状況についてお聞きします。

○ 山本秀明議長 上下水道部長。

○ 奥野安信上下水道部長 上下水道部長の奥野です。

和泉市では水道管の老朽化対策として、毎年、計画的に管路の更新をしています。更新率の目標値である年間1.25%は、約80年で市内の水道管を一巡する更新ペースとなります。令和8年度については約4.4キロメートルの更新を予定しており、その更新率は約0.75%となります。

目標達成には課題などがまだまだありますが、市民の皆様へ安心・安全な水道水を安定して供給できるよう、更新事業の加速化に努めてまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございます。

それでは、今回漏水が起きた場所なんですけども、送水管の送水元である和田浄水場について、この施設はいつできたのか、また、建物の寿命についてお聞きします。

○ 山本秀明議長 上下水道部長。

○ 奥野安信上下水道部長 上下水道部長の奥野です。

和田浄水場には2系統の浄水施設がありまして、1つは昭和37年、1962年に築造され、施設の建物やコンクリートの構造物の耐用年数を踏まえますと、令和17年、2035年頃まで使用でき、もう一つは昭和42年、1967年に築造され、令和22年、2040年頃まで使用できる見込みとなっております。

以上です。

○ 山本秀明議長 森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございます。

和田浄水場は槇尾川沿いに位置してます。洪水なんかについての見解をお聞きしたいと思います。

○ 山本秀明議長 上下水道部長。

○ 奥野安信上下水道部長 上下水道部長の奥野です。

和田浄水場は槇尾川沿いに位置しており、洪水時の河川の激しい流れにより河岸が浸食され、土地が流出し、家屋が流出、倒壊するなどの被害が想定される家屋倒壊等氾濫想定区域

となっております。

以上です。

○ 山本秀明議長 森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございます。

この施設を今後どうするのかをお聞きします。

○ 山本秀明議長 上下水道部長。

○ 奥野安信上下水道部長 上下水道部長の奥野です。

和田浄水場については、施設を適切に維持管理しながら長寿命化を図ってまいります。また、将来にわたって安定して水道水を供給できる施設の在り方を整理してまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 森議員。

○ 10番 森 久往議員 ありがとうございました。質問は以上です。

意見だけ少しお話をしたいと思います。毎日当たり前に使っている水道水、あるわけですよ。その中で、多分その水道の設備は高度経済成長時代に設置されたかというのが多いと思うんですけども、現在はやっぱり老朽化等もありますし、更新、延命化、そして統廃合、このあたりがやっぱり検討せなあかんというような課題になっています。

しかしながら、私はもっと一番気にせなあかんことがあるなと思います。それは何かというと、財源が市民の水道料金、これが基になってるんですよ。ここがやっぱりこれから非常に重要なところだというふうに思っております。

先ほどの管路の計画がありましたよね。これも全部の予算の中で国のほうが30%、国は補助するような仕組みがあるということで、それを申請したと。しかしながら、その中の15%しか回答がなかったということで、今も要望を出してるようなんですけども、この財源という問題が非常に大きいと思います。水道ビジョンの戦略の中にも水道料金の値上げを検討する、そういう課題も書かれてます。

そして、今年から上下水道事業、その中で経営審議会というのを立ち上げるということをお聞きしました。ここに経営というのが入ってますよね。この経営ということは、やっぱり収支があった中でやっていかなあかん。一番最初に申し上げましたけど、毎日当たり前に使ってる水道水なんですけど、これ勝手にそうになってないですよ。やっぱり水道の部署が一生懸命して、また、市のほうがそれに対しての行政の中での仕組みを応援してる。そんな中で、この財源がどういうふうになっていくんかというのが一番気になるんです。ですので、

その審議会の中は有識者が多いと思いますけども、経済、その辺、経営、そこをやっぱり少し今までにないような形で検討していかなあかんのかなというふうに思ってます。10年、15年先、いろんなところで今から新しいことに取り組まなあかんいうことを、いろんなところでそれを認識して、今関わっていかうとしてます。この水道事業も全くそうだと私は思ってます。

だから、当たり前に使ってる水、これはやっぱり継続せな。そのために財源をどうしていくかというのがあると思いますので、市民さんの意識もあると思うんです。当たりの水というために、どれぐらいの人が、どういうふうにして今までやってきたかということ、やっぱり市民さんにも認識してもらわなあかんというふうに思ってます。それで、水道部局にPRをどんどんしてほしいと思います。水道が担ってる部分のPRを今以上にやってほしいなというふうに思っております。意見です。

以上です。ありがとうございました。

○

○ **山本秀明議長** 次に、議席番号2番・大浦まさし議員。

(2番・大浦まさし議員登壇)

○ **2番 大浦まさし議員** 議席番号2番・市民未来の会、大浦まさしでございます。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今回は、和泉市立総合医療センター送迎バスとめぐ〜るバスの運用、活用、それについて質問をさせていただきます。

最近というかずっと前からですけど、地域の方々の高齢化によって、もう会話が病院と薬の話ばかり、そんな状態で、病院に対する需要の高まりと併せて免許返納というのが同時に重なってきまして、病院への足についての相談が急増しているというところから、今回の質問に取り上げさせていただきました。

まずは、和泉市立総合医療センターの患者無料送迎バスについて質問させていただきます。

この無料送迎バスにつきましては、患者の利便性の向上のため、指定管理者である医療法人徳洲会さんが運行してくれておりますが、和泉市立総合医療センター以外の乗降場所について、どこになっているのかというのをまずお聞きしたいと思います。

次の質問から、質問席よりさせていただきます。

なお、病院までの足になるバスに対する御意見、御要望はたくさんいただいておりますし、バス全般の御意見に至っては、ほぼ毎月、市民のどなたかから必ずといっていいぐらいいた

だいております。必ず解決していかないといけないことだというふうに思っておりますので、市民の関心も高いと思いますので、よい御答弁を分かりやすくいただきますようによろしくお願いいたします。

○ 山本秀明議長 こども・健康部長。

○ 尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

現在は、和泉府中駅、信太山駅、北信太駅、和泉中央駅、光明池駅の5駅及び和泉診療所、岸和田徳洲会病院の計7か所となっております。

以上です。

○ 山本秀明議長 大浦議員。

○ 2番 大浦まさし議員 分かりました。5駅と和泉診療所、岸和田徳洲会病院を含んだ7か所となっているということが分かりました。

先般ちょっとうれしい報告がございまして、今年の7月から青葉台まで延伸するという報告があったと思いますが、どのような経過で延伸することになったのかをお聞きいたします。

○ 山本秀明議長 こども・健康部長。

○ 尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

他の医療機関において、無料送迎バスを鶴山台や青葉台まで運行していることもあり、指定管理者において検討を重ねてきた結果、和泉中央駅直行便を青葉台まで延伸することとなったものです。

以上です。

○ 山本秀明議長 大浦議員。

○ 2番 大浦まさし議員 ありがとうございます。

たしか、新病院建設時に光明池駅までの無料送迎バスのうち、何便かが和泉中央駅止まりで止まってしまいまして、実質、光明池駅のほうの減便になったことがあったというふうに記憶しております。その際に、便数を減らすんだったらせめて駅から遠い地域まで、うちの光明台も含んでいるわけですけども、来てくれへんかというふうに、当時の担当者に確認をさせていただいたところ、本来そのほうが望ましいと考えるが、市内全ての地域に延伸していくことは困難であることから市内の各駅までとしているという回答をいただきました。

ところが今回、青葉台まで延伸するということで、1つの校区まで行く事例が生まれるかというふうに思いますけども、今後、光明台をはじめとする他地域へ拡大する可能性についてあるのかについてお聞きいたします。

○ 山本秀明議長 こども・健康部長。

○ 尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

無料送迎バスの運行は、利用予測や他の医療機関の状況、必要経費などを考慮の上、指定管理者が検討するものと考えております。

今後の可能性について市の立場からは答弁できかねますが、新規ルートの開設等について市に対して要望があった場合は、指定管理者と情報共有をいたします。

以上です。

○ 山本秀明議長 大浦議員。

○ 2番 大浦まさし議員 これは市の話ではなくて、指定管理者が検討することだというふうに聞こえましたけども、医療法人徳洲会の理念に「生命だけは平等だ」ということをうたっておりまして、この医療を受けるための支援環境に大きな不公平が生じないために、指定管理者の努力とはいえ和泉市にあっては病院の開設者という立場でありますから、指定管理者への働きかけを期待しております。

次に、話は少し変わりますが、めぐ〜るバスの話をしたいんですけども、めぐ〜るバスをバス停で待ってる方がいらっしやいまして、私、待ってる方に普通に話しかけまして、数人の方に話しかけてみて分かったことなんですけども、お出かけ先の約9割の方が、和泉市立総合医療センターに行くんだというふうに答えられました。聞いた場所が光明台であるということとサンプル数が非常に少ないのなんですけども、聞いた市民からの返事のほとんどが、ここから和泉中央駅に行って、そこで病院のシャトルバスに乗り換えて病院まで行くんだというふうに答えられました。

ですので、ここからはめぐ〜るバスについてお聞きします。市が運行してるこのめぐ〜る、コミュニティバスですけれども、運行ルートについて現在どのようになっているかお聞きいたします。

○ 山本秀明議長 都市デザイン部長。

○ 前田正和都市デザイン部長 都市デザイン部長の前田です。

市が運行するコミュニティバスは、鉄道及び路線バスを補完する生活交通として位置づけ、現在、JR阪和線沿線ルート、小田・和気ルート、山荘・和泉中央ルート、光明池・和泉中央ルートの4ルートを運行しております。

以上です。

○ 山本秀明議長 大浦議員。

○ 2番 大浦まさし議員 分かりました。

それでは、ちょっと提案をさせていただきたいと思うんですけど、このめぐ〜る、コミュニティバスの運行時間が9時から夕方の5時までであるということで、大半は高齢者、障がいのある方、もしくは妊産婦さん等の方々と、行き先が日常の通院とか買物とかなどの生活の足として利用されてるといふふうに推察されます。

導入当初、南海バスの補完として、市内4地域に分けて展開しているということで私も認識をしているんですけども、駅から地域をつなぐ現行のルートという形から、和泉市立総合医療センターを中心に各市内4地域に向けて運行するルートに変えたほうが、利用者にとってよりよいものになるというふうに私は考えておりますが、今後、そういうルートの見直しについてお聞きいたします。

○ 山本秀明議長 都市デザイン部長。

○ 前田正和都市デザイン部長 都市デザイン部長の前田です。

和泉市立総合医療センターは広く市民に利用される施設ではありますが、ここを運行ルートの中心にした場合は、ルートによっては運行距離が長大化して1便当たりの運行時間がかかり、便数の削減につながるなど、他の施設へのアクセスに影響が出ることが懸念されます。

コミュニティバスは路線バスではカバーし切れない範囲を運行して、交通空白地域の解消に努めてきたところで、交通結節点である鉄道駅とつなぐルートのニーズが最も高いと考えており、その点を基本ベースとして、利用者のニーズや道路施設の整備状況等も鑑み、今後のルート見直しの検討を行いたいと考えております。

以上です。

○ 山本秀明議長 大浦議員。

○ 2番 大浦まさし議員 いやちょっと違うかなと思ってるんですけど、そういう需要にできてきたつもりの結果が、市民の皆さんから空気を運んでるなという嫌みを言われるような事態になってるわけですよ。ですので、今の答弁にもありましたように、利用者のニーズの部分で優先したルートの見直しをしたほうがよいのではないですかと、僕は言うてるわけです。

今回の一般質問で何が言いたかったかといいますと、めぐ〜るバス利用者が全体的に少ないと、空気を運んでいると嫌みを言われる中、数少ない利用者は病院目的があることが多いのではないかと。それから、9時から5時限定のバスですから当然といえば当然なんですけど、そんな中、病院のシャトルバスは駅との直結はしてくれているものの、地域へ

の直接乗り入れというのはないわけなので、今回、青葉台に乗り入れることによって、必ずうちにもつないでほしいという意見が、各地域からも要望が出てくるのではないのかなというふうに考えてます。それはもう、これまでに自治会とかの要望もありましたし、個人的に御意見をくださった方々にも、さきのように1地域とか全校区に対しての対応はできないというふうに市から聞かされてたんで、そういうふうに答えてきたからです。であれば、地域から駅に運ぶめぐ～るバスを地域から病院につなぐ路線にしたら、あと、もしあれだったら途中で駅に立ち寄るというふうにすれば、この問題は十分解決できるんじゃないかなと思っています。

めぐ～るバスにつきましては、駅等への利便さだけではなくて生活に必要な足として存在させることを最優先に考えて、必要な足として考えていただきたいと。今回は意見としては平行線でしたけども、ぜひこの考え方は御検討いただけるようお願いをして、せめてバス利用者を中心に、行き先どこですかというような施設のアンケートを取るくらいはちょっとやってみて、検討してほしいなということを重ね重ねお願いしたいと。この件に関しましては今後も質問していきたいなと思っておりますので、今日の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○ 山本秀明議長 次に、議席番号18番・飯阪光典議員。

(18番・飯阪光典議員登壇)

○ 18番 飯阪光典議員 18番・大阪維新の会、飯阪光典です。

通告に従い、一般質問を行わせていただきます。

今回の質問は2点、1点目、災害時避難所の拡充、そしてまた、母子避難所の整備について、そして2点目、高齢化社会に備えたワンストップ行政サービスについて、以上2点について質問をさせていただきます。

なお、通告におきましては、1点目が災害時避難所の拡充（母子避難所の整備）について、そして2点目、高齢化社会に備えたワンストップ行政サービスについてお伺いをさせていただくということで通告をさせていただいておりますが、時間の都合上、少し順番を入れ替えて質問をさせていただきたいと思います。議長、よろしくお願いいたします。

○ 山本秀明議長 はい。

○ 18番 飯阪光典議員 それでは、1点目、高齢化社会に備えたワンストップ行政サービスについてお伺いをいたします。

我が国の総人口は減少局面に突入しており、この傾向は本市においても例外ではなく、減少傾向に転じていると認識しております。

そこで、今後の将来人口推計についてどのような認識と見通しを持っているのか、とりわけ、老年人口の推計をどのように見込んでいるのか、改めて市の見解をお伺いいたします。

以後の質問につきましては、質問席にて行わせていただきますので、御答弁よろしく願いをいたします。

○ 山本秀明議長 はい、答弁。市長公室長。

○ 東 直樹市長公室長 市長公室長の東です。

本市の将来人口については、令和6年7月に人口ビジョンを策定しており、そのビジョンでは、今後10年程度では5%程度の人口減少にとどまり、人口17万人は維持されると推計し、今後20年を超えると約13%の人口が減少し、人口約16万人になると推計しております。

そうした中、年齢3区分ごとの人口については、年少人口、生産年齢人口は減少傾向にある一方、老年人口については、令和6年3月の約4万7,000人が令和17年3月には約5万4,000人となり、令和27年3月には約6万人となる推計となっております。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

これは、国立社会保障・人口問題研究所の推計と乖離なく、本市の人口ビジョンにおける推計がなされていること、そして、また同時に、老年人口の推移もこの国立社会保障・人口問題研究所の推計どおり増加していくことを確認させていただきました。

それでは、次に、世帯数についてどのように推計をされているのかお伺いをいたします。

○ 山本秀明議長 市長公室長。

○ 東 直樹市長公室長 市長公室長の東です。

和泉市の人口と世帯数の関係では、2016年、平成28年3月と2026年、令和8年3月を比較しますと、人口が18万6,601人から18万955人と減少している一方、世帯数については7万6,396世帯から8万3,803世帯に増加しています。

なお、本市人口ビジョンでは世帯数の将来推計はありませんが、国立社会保障・人口問題研究所が公表した日本の世帯数の将来推計では、全国の一般世帯総数は2030年に5,773万世帯でピークを迎えた後に減少へ転じる一方、世帯の単独化、いわゆる独り暮らし世帯の割合は一貫して上昇し、2050年には44.3%に達すると見通されています。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。世帯数について、本市の現状と国立社会保障・人口問題研究所の推計についてお答えをいただきました。それらによると、人口減少と世帯数増加の現状、さらには、将来的に独り暮らし世帯が急増するという見通しですが、独居世帯が増加している具体的な要因として、市としてどのように分析をされているのかお伺いをいたします。

○ 山本秀明議長 市長公室長。

○ 東 直樹市長公室長 市長公室長の東です。

独居世帯が増加する主な要因は、未婚率の上昇と高齢者の単身化の2本の柱であると認識しております。これまで主流であった配偶者との死別による独居に加え、生涯未婚のまま高齢期を迎える方が増加することが背景にあり、国の将来推計でも、2050年には高齢者世帯の45.1%、およそ半数が独り暮らしになるという予測が示されております。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。本市の分析について確認をさせていただきました。

私自身も本市において高齢者の独り暮らし、この世帯数の増加は現状では避けられないものと認識しております。

それでは、続いてお伺いをいたします。独居の高齢者の方が入院や施設に入所されると、行政からの通知等が本人の手元に届きにくい状況となります。今後、独居高齢者がますます増加することに伴い、そうした状況に陥る方も増えることが懸念されるところですが、送付先の変更について、現状でどのような対応を行っているのかお伺いをいたします。

○ 山本秀明議長 福祉部長。

○ 佐々木 敦福祉部長 福祉部長の佐々木です。

高齢者の方に送付する書類として、例えば介護保険に関する書類の場合、介護保険送付先変更届を高齢介護室に提出していただくことにより、認定結果通知書や被保険者証、保険料納入通知書などの書類を住民票と異なる住所に送付しております。

なお、本人以外の方が介護保険送付先変更届を提出する場合は、送付先を変更する権限を申請者に委任する旨、委任欄に御本人の署名をいただいております。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

行政からの通知が本人のお手元に届きにくい場合は送付先変更手续を行う必要があります、その必要性が発生するのは、高齢者の方が施設に入所したり、突然の入院の必要が生じた際となり、主に御親族のどなたかが、当事者の家のポストにたまった郵便物から判明すると推察されますし、実際、私もこの事象について御相談をいただきました。そして、その御相談は事象、事象ごとに手続を行うことの煩わしさはもとより、それぞれの通知でしか変更の必要性が認識できない、そして、その都度、役所へ行かなければならないというものでした。

そこで、長期入院や施設入所等に伴う行政書類の送付先変更手続の一括化の可能性についてお伺いをいたします。

現在、市民がやむを得ない事情で住民票とは異なる場所へ転居、入所される際、税金、保険、高齢者サービスなど多岐にわたる行政書類の送付先変更をそれぞれの担当課ごとにその都度申請しなければならず、市民やその御家族への負担が大きくなっております。こうした申請を一括して行うことができる総合窓口、あるいはワンストップで手続が完了する仕組みを設けるべきだと考えますが、本市の御見解をお伺いいたします。

○ 山本秀明議長 市長公室長。

○ 東 直樹市長公室長 市長公室長の東です。

議員御指摘のとおり、複数の担当課へ個別に送付先変更の申請を行っていただくことは、当事者やその御家族にとって負担となっているものと認識しております。一方で、行政書類の送付先を変更する場合、権利義務に関わる重要な通知も多く含まれていることから、各制度において対応可能な手続であるかどうか、各窓口において個別に対面で説明や審査などが必要な手続かどうか、また、一括して取り扱う際の個人情報の取扱いをどのように行うかなど、実務上の課題や懸念点について慎重に整理していく必要があると考えます。

また、一括した窓口の設置については、物理的なスペースの確保、職員配置、職員づくりも関連いたします。

その他、一部の業務については既に書かない窓口として、関係課での処理に係る市民負担を軽減するDX化にも取り組んでいるところであり、今後の窓口の在り方については、DX化を含めた総合的な視点で研究する必要があるものとは考えます。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 御答弁ありがとうございます。システムの一括化やD X化に時間がかかること、そしてまた、実務上の課題があることは理解をいたしました。

しかし、複数の担当課へ個別に送付先変更の申請を行っていただくことは、当事者やその御家族にとって負担となっているものと認識しておりますという御答弁からも、現在手続に困っている市民への対応は急務ではないでしょうか。そのため、D X化による本格的な仕組みづくりを待つまでの間、送付先変更の手続を行われる方には、他にどのような書類の送付先変更が可能であるか、また、必要であるのかを一緒にお伝えすることはできないでしょうか。送付先変更が可能な書類について事前に把握できていれば、何度も市役所に来庁する必要もなく、市民負担は大きく軽減されます。システム改修を行うことなく、今すぐできる市民目線の取組として取り組んでいただきたいと思いますと考えますが、見解をお伺いいたします。

○ 山本秀明議長 福祉部長。

○ 佐々木 敦福祉部長 福祉部長の佐々木です。

議員御指摘のとおり、送付先変更の手続をされる方に他の送付先変更が可能な書類についてお伝えすることは、市民負担を軽減する上で有意義であると考えます。つきましては、介護保険に関する書類の送付先変更の手続を行われる方に対し、他の送付先変更が可能な書類についてお伝えする手法につきまして検討してまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 御答弁ありがとうございます。

今回の質問は、実際に市民の方からの御相談を基に行わせていただきました。その方は、今、市民の方と言いましたが、本市以外に居住の方で、月に数度、本市に住居を構える親族宅の住居の管理をされており、その際、郵便物として行政からの通知があり役所へ手続に来庁され、本来すべき住居の管理どころではないということでした。一つの手続が終わり帰宅され、またその後の管理に訪れると、また別の通知が届き役所へということがあり、不便を感じるとともに役所の現在の縦割りの対応に対し改善を要望されておりました。

D X化の進展により今後は様々な行政手続が役所に行くことなく完結する、書かない役所というよりも、行かない役所をめざす必要もありますが、現状では、いま少し時間が必要なのも事実です。

今回、介護保険に関する書類の送付先変更の手続を行われる方に対し、他の送付先変更が

可能な書類についてお伝えする手法について検討していただけるという、前向きな御答弁をいただき感謝申し上げます。しかしながら、税金、保険、高齢者サービスなど多岐にわたる行政手続に関わってまいりますので、介護保険に関する手続以外の箇所においても御対応いただくことを要望し、この質問は終わらせていただきます。

- **山本秀明議長** すみません、飯阪議員の一般質問の途中でありますが、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時43分休憩)

○

(午後1時00分再開)

- **山本秀明議長** 午前に引き続き、一般質問を行います。

飯阪議員の質問からお願いします。

飯阪議員。

- **18番 飯阪光典議員** それでは、午前中に引き続きまして、質問をさせていただきます。

午前中、1点目と2点目、入れ替えて質問をさせていただきましたので、本来であれば1点目に通告しておりました災害時避難所の拡充（母子避難所の整備）についてお伺いをさせていただきます。

もしもの備えとして住民の生命を守り、安心・安全を提供するため、妊産婦や赤ちゃん連れの母子避難について質問をさせていただきます。

本市の総合計画におきましても、基本目標1には、出産・子育てしやすいまち、基本目標2には、自然災害や様々な危機事象が発生した場合でも、安心・安全が確保されるまちとあります。

本市でも、これまで台風や大雨などに伴い避難所を開設していると思いますが、この避難所の設置、開設は、災害対策基本法にのっとり行われ、住民の生命、財産を守り、安心・安全を提供するという行政の最も大切な仕事の一つがその目的であることは、既知のことです。令和6年能登半島地震や大雨による災害など近年各地で災害が多発しており、災害はいつ、どのような形で起こるのか分かりません。災害時には体の不自由な高齢者や障がい者、また妊産婦といった配慮が必要な方も避難されてくると思います。

そこでまず、本市で災害が発生した際、指定避難所に妊産婦を含む配慮が必要な方が避難されてきた場合、どのような対応をされているのかお伺いをいたします。

- **山本秀明議長** 危機管理部長。

- 堀 勇樹危機管理部長 危機管理部長の堀です。

災害時避難所に避難されて来られた方につきましては、まず避難所担当職員が氏名、生年月日、性別、住所、配慮の必要性の有無を確認し、避難所名簿を作成いたします。その中で、配慮が必要な要介護者や本人からの申告がありました障がい者、また妊産婦などの要配慮者の方には、本人に同意をいただいた上で、識別したビブス等を着用していただき、避難所担当職員が避難者への対応を行うこととしております。

以上です。

- 山本秀明議長 飯阪議員。

- 18番 飯阪光典議員 はい、ありがとうございます。

まず、指定避難所での受入れ体制について確認をさせていただきました。

それでは、避難所に避難されてくる方の中には、妊産婦や赤ちゃん連れの方もいるかと思いますが、その方たちの専用の指定避難所があるのかどうかお伺いをいたします。

- 山本秀明議長 危機管理部長。

- 堀 勇樹危機管理部長 危機管理部長の堀です。

避難所といたしましては、小・中学校及び義務教育学校並びに一部の公共施設の31か所が指定避難所となっております。また、指定福祉避難所が2か所ありますが、妊産婦や乳幼児を連れた方専用の避難所はありません。

以上です。

- 山本秀明議長 飯阪議員。

- 18番 飯阪光典議員 分かりました。

令和7年12月29日の産経新聞の記事にもありましたが、多くの自治体でこの母子避難所の未整備が指摘されておりました。本市においても未整備であることは、今の御答弁から確認をさせていただきました。

妊産婦や乳幼児を連れた方専用の母子避難所はないということですが、乳幼児などを連れて避難されてくる方は、子どもが泣いたりすると、周りに迷惑をかけてしまうのではないかなどの不安もあるかと思います。まして、災害も起きていることでもありますので、ふだん以上に不安も増しているかと思います。そしてこれらの不安から、避難そのものをちゅうちょされる方がいるのも過去の災害時の事後調査により、明らかになっております。

そこで、避難されてくる要配慮者の不安を少しでも軽減するために、事前に妊産婦はこの部屋、例えば学校であれば保健室が専用の避難場所と決めておくなどすれば、安心して子ど

もを連れて避難することができ、避難生活を送ることができると思いますし、避難所担当職員も避難場所を選定する時間が省かれると思うのですが、そのあたりについて見解をお伺いしたいいたします。

○ 山本秀明議長 危機管理部長。

○ 堀 勇樹危機管理部長 危機管理部長の堀です。

要配慮者のために避難場所を事前に決めておくことにつきましては、災害時に迅速に対応できる可能性はございますが、災害の状況によりましては、施設の窓ガラスが飛散するなどにより、指定した教室や保健室などが使用できなくなる場合や、感染症の方など様々な方が避難されてくることも想定されますことから、避難場所を指定することは困難であると考えております。

このことから、その施設の被害状況、また避難者の状況を踏まえまして、避難所開設運営マニュアルを基に、避難者、施設管理者、避難所担当職員などで適切な避難場所について話し合いを行いまして、避難者の方がお互いに少しでも安心して避難生活を送っていただけるよう、避難所運営を行ってまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 その場そのときに臨機応変な対応により避難所運営を行うというのが、現状の本市の対応であり、避難場所を指定することが困難であるという御答弁でしたが、事前に決めておき、その上で臨機応変な対応を取るべきではないでしょうか。このことは指摘をさせていただきます。

それでは、次に、先ほどの御答弁で、指定福祉避難所が2か所あるとのことでしたが、この福祉避難所の役割とはどのようなものなのかお伺いをいたします。

○ 山本秀明議長 福祉部長。

○ 佐々木 敦福祉部長 福祉部長の佐々木です。

福祉避難所とは、災害対策基本法施行規則に基づきますと、1つ目として、高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。2つ目として、災害が発生した場合において、要配慮者が相談し、または助言その他の支援を受けることができる体制が整備されていること。3つ目として、災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されていることとされております。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。福祉避難所の役割について、御説明をいただきました。

それでは、本市において、この指定福祉避難所が2か所あるということでしたが、本市の面積を考えると非常に少ないというように感じますが、この福祉避難所2か所について、その受入れ可能人数並びに市域内における地域分布や避難方法についてお伺いをいたします。

○ 山本秀明議長 福祉部長。

○ 佐々木 敦福祉部長 福祉部長の佐々木です。

指定福祉避難所は、府中町四丁目にある総合福祉会館と、幸二丁目にある北部総合福祉会館の2か所で市内全域を受入れ対象としており、受入れ可能人数は、介助者を含め各100名を目安としております。

指定福祉避難所の開設に当たっては、社会福祉協議会と連携し、建物の被害状況を確認の上、受入れ体制を整えます。

避難方法につきましては、受入れ体制が整い次第、安全面に配慮しながら介助者等と移動していただくこととなりますが、移動が難しい場合には、市の職員が移送の対応を行います。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 2か所の指定避難所が本市の北部、北西部に位置することは確認をさせていただきました。

そこで、お伺いいたします。

指定福祉避難所の設置場所に地域的な偏りがありますが、その理由をまず教えてください。また、こうした状況を踏まえ、今後における市の対応についてお伺いをいたします。

○ 山本秀明議長 福祉部長。

○ 佐々木 敦福祉部長 福祉部長の佐々木です。

指定福祉避難所につきましては、社会福祉士や介護福祉士などの福祉の資格を有する社会福祉協議会の職員が、迅速に対応可能な総合福祉会館、北部総合福祉会館としております。また、その他の避難所といたしましては、市内2か所の宿泊施設と、可能な範囲で妊産婦や乳幼児などの受入れを行っていただく覚書を締結しております。今後におきましても、避難所として協力いただける施設数の拡大に向けて取り組んでまいります。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

なお、議員が懸念されておられますような大規模災害が発生した際には、2か所の指定避難所での対応が困難になることも想定されますことから、その際の対応につきまして、関係部局と調整してまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 大規模災害が発生した際には、2か所の避難所での対応が困難になることが想定されるという、ただいまの御答弁からも福祉避難所の地域的な偏りがあることは明白であり、福祉避難所の現状を改善する取組は急務であるはずです。

それでは、お伺いいたしますが、現在、本市の福祉避難所である総合福祉会館、そして北部総合福祉会館の福祉避難所としての活用、この活用はいつから行っているのかお伺いをいたします。

○ 山本秀明議長 福祉部長。

○ 佐々木 敦福祉部長 福祉部長の佐々木でございます。

活用の時期につきましては、今、詳細な資料を持ち合わせておりませんので、議長を通じまして、相談の上、御対応のほうさせていただきます。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

私のほうで調べさせていただいておまして、これ平成26年から両施設を指定福祉避難所に指定をされております。現在、平成でいえば平成38年ということで、12年間ずっとこの地域の偏りがあるにもかかわらず、新たな指定福祉避難所の設置が本市では行われてこなかった、このことは、まず指摘をさせていただきます。

災害に対してはあらゆる場面の想定が必要となり、過去の災害を例に取ってみても明らかに、多くの想定外の出来事が発生をします。

そこでお伺いをいたします。

先ほどの御答弁での福祉避難所への移送を取ってみても、災害時に市の南部地域から北部、北西部への移送はかなり困難な状況が予想されると思いますが、そのような場合、どのような対応をするのか、その点についてお伺いをいたします。

○ 山本秀明議長 福祉部長。

○ 佐々木 敦福祉部長 福祉部長の佐々木でございます。

近年におきます指定福祉避難所の開設実績につきましては、令和5年度に台風の接近に伴い3回開設しておりますが、いずれも避難者はいらっしゃいませんでした。こうした現状を踏まえますと、台風や大雨などの指定避難所の開設につきましては、現行どおり総合福祉会館と北部総合福祉会館2館で対応し、移送につきましては、市の職員で対応してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 今の質問のちょっと趣旨が、お答えと私の質問の趣旨がちょっと合致していないようなんですけれども、やはり、先ほど部長の御答弁に、議員が懸念されておられます大規模災害が発生した際というふうに、お答えをまずいただいております。これ、今、お答えいただいたのは、本市の福祉避難所の開設の実績のような形で、台風等々での避難者がいなかったというようなことでお答えをいただいていると思いますが、やはりこれ、近く発生すると言われております東南海地震、南海トラフ大地震等々を取ってみて、しっかりと備えをしていくということが必要だと思います。

そういった面を取ってみて、そういった面から考えてみて、やはり北部、北西部にだけ指定福祉避難所があるという現状、そしたら南部地域、そして中部地域の住民はどこへ避難すればいいのか。指定避難所、そこに入れない配慮が必要な避難者はどこへ避難すればいいのかということになります。そのときに、やはり道が寸断されたり、いろんな事象が起こればと思います。そういった場合、やはり近くの福祉避難所ということが選択をされますが、北部、北西部の住民の皆様方にはきちっと用意をされている。でも、中部、南部の住民のためには、その近くには用意をされていない現状があるわけです。それらを考えてみて、福祉避難所の地域的な偏りというのは必ずあると思いますので、有事における新たな設置について僕は考えるべきだと思っております。その点について見解をお聞かせください。

○ 山本秀明議長 福祉部長。

○ 佐々木 敦福祉部長 福祉部長の佐々木です。

先ほども御答弁させていただきましたが、避難が必要な場合には、市の職員で対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 迅速に対応していただけるということですけども、非常に想定外の

出来事だということで済ませるつもりなのかなというような感じにしか、ちょっと答弁は取れないんですけれども、やはりこの12年間、北部、北西部だけにあったという事実はやっぱりあると思います。そこをしっかりと、今からいかに早急に整備をしていくかということが課されると思いますので、その点また考えていただきたいと思います。

私、今回この質問をさせていただくに当たって、しっかりと皆様方にこういった状況があるということを、まずお互いに知っていくということも私自身もできましたし、理事者の皆様方にも知っていただくことができたのかなというふうにも思っていますので、その点の一つ御指摘をさせていただきます。

それでは、次に、令和5年から妊産婦や乳幼児の避難先として市内の宿泊施設に御協力いただけることは、先ほどの御答弁にて確認をさせていただいております。

では、先ほどの御答弁にありました、宿泊施設との覚書、この内容についてもう少し詳しく教えてください。

○ 山本秀明議長 福祉部長。

○ 佐々木 敦福祉部長 福祉部長の佐々木です。

覚書につきましては、あゆみ野にありますホテルルートイン大阪和泉と、府中町にありますホテルルートイン大阪和泉府中と締結しており、災害時におきまして市による個別の聞き取りにより、一般の指定避難所での避難生活が難しく、特に配慮を要すると判断した妊産婦や乳幼児等を対象に、市の要請に基づき福祉避難所として客室を確保していただくものです。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

市内2か所のホテルルートインさんとのこの災害時の福祉避難所としての覚書の内容について、ごくごく簡単にまとめていただきましたが、覚書には、対象者は、妊産婦、乳幼児、75歳以上の高齢者、福祉的な配慮を要する者及び付添人となっております。また、今の御答弁では、災害時に市が個別に聞き取りを行い、その上で特に配慮を要すると判断すれば、客室の確保を要請するとありました。

そこでお伺いをいたします。

災害時に聞き取りを行い判断するとありますが、有事の際の冷静な判断には限界があると考えます。また、妊産婦に聞き取りを行うとありましたが、避難所担当職員の客観的な判断となるのか、それとも専門的な人員による判断となるのか、また、ホテル避難の優先順位は

どうなっているのか、さらに、避難所としてホテルが利用できるということ自体を御存じない方が大多数だと思いますが、どのような方法で周知を図られているのかお伺いをいたします。

○ **山本秀明議長** こども・健康部長。

○ **尾郷森太郎こども・健康部長** こども・健康部長の尾郷です。

妊産婦につきましては、本市の保健師等が各避難所を訪問し、体調等の確認を行うことになります。主に妊娠後期から産後初期の妊産婦を優先し、判断することになるものと考えております。

以上です。

○ **山本秀明議長** 福祉部長。

○ **佐々木 敦福祉部長** 福祉部長の佐々木です。

ホテルへの避難につきましては、あくまで一般の指定避難所での避難を継続することが難しいと判断する個別事案が発生した際の措置であり、誰もが避難する場所として市が設置するものではないことから、周知は行っておりません。

以上です。

○ **山本秀明議長** 飯阪議員。

○ **18番 飯阪光典議員** ありがとうございます。妊産婦への聞き取りは保健師等の専門家が行うため、ホテル避難へ避難の必要性の判断については、一定の客観性があることは確認をさせていただきました。

しかし、周知に関して、ホテルへの避難は、あくまでも指定避難所での避難を継続することが難しいと判断する個別事案が発生した際の措置とのことです。指定避難所での避難が困難であると考えた方が、他に選択肢があると知らずに避難所生活を諦めてしまうケースもあるのではないのでしょうか。ホテルとの包括連携には、明確に災害時の協力体制についての覚書もあり、誰もが避難する場所ではないから周知しないという体制には疑問を感じます。周知した上で、その利用上の条件や優先順位等を記載し選択肢として提示することで、災害時に安心感を得ていただけるのではないかと考えます。

他市では、事前登録制により、災害時にホテル等の宿泊施設の利用を可能としている事例も見られます。例えば、このような事例を参考として、本市の妊産婦に対し、母子手帳の発行時や出生届時に登録まではしなくても制度説明や案内は可能だと思いますが、改めて見解をお伺いいたします。

○ 山本秀明議長 福祉部長。

○ 佐々木 敦福祉部長 福祉部長の佐々木です。

ホテル側の受け入れる上限もございますし、また、全ての市民を対象とする避難施設ではないことから、ホテルにおきまして混乱を招くおそれもございますことから、周知は難しいと考えてございます。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 非常に残念なお答えだなというふうに思います。

せっかく、こういう覚書をホテルルートインさんと交わしているわけですから、しっかりと住民の皆様方に安心・安全を届けする、そしてそれを知っていただくという手段というのは、きちっと取っていくべきだと私は思います。

今の御答弁にありましたが、ホテルを周知するつもりはありませんということですが、やはりそういうこと一つを取ってみても、やはりこの一つのきっかけで、ホテル避難というのがなくて避難所では生活できないというふうに妊産婦の方々、そして赤ちゃんとか小さなお子さんをお連れのお母さん方は、気をつかったまま、もしくは気を使うから避難しないというような状況になってしまいます。そういった心の安心というか、そういったところもしっかりと提供する必要があると思いますので、ぜひ、この周知の方法についても、いま一度考え直していただきたいなというふうに思います。

それでは、話を変えまして、この災害時、話は変わらないんですけども、災害時に妊産婦や赤ちゃんはどのようなものを必要とされているのか、また、市として、妊産婦やこの赤ちゃんたちに対してどのようなものを備蓄しているのか、その点について伺いをいたします。

○ 山本秀明議長 危機管理部長。

○ 堀 勇樹危機管理部長 危機管理部長の堀です。

災害時に妊産婦や赤ちゃんが必要なものといたしましては、例えば妊産婦であれば生理用品や清浄綿、中身の見えないごみ袋、また赤ちゃんに対してはミルク、おむつやお尻拭きなどが優先度の高いものというふうにされております。

現在、妊産婦や赤ちゃんに必要なとなる備蓄品といたしましては、生理用品、ミルクセット、おむつ、離乳食、お菓子などを備蓄しております。また、これら以外にも必要な物資につきましては、市内の薬局やスーパーマーケットなどと災害時協定を結んでおりまして、物資の供給を受けることができる仕組みとなっております。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 それでは続いて、お伺いをいたします。

指定避難所での避難生活となれば、災害の状況にもよりますが、長期にわたり避難生活が続く場合、特に妊産婦さんなどであれば、精神的また体力的にも負担が生じると思います。

そこで、市として、妊産婦さんへのケアなどの考えがあればお伺いをいたします。

○ 山本秀明議長 こども・健康部長。

○ 尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

避難所における妊産婦に対するケアについては、医療支援、栄養管理、精神的サポートなど特別な配慮が必要となりますので、本市の保健師等が妊産婦の心身の状況等を確認するとともに、安心して避難生活を送ることができるよう、必要に応じて関係機関と連携を図りながらきめ細やかな支援に努めてまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 今の御答弁で、安心して避難生活を送ることができるようにというふうに部長の御答弁にありましたが、現在の本市の災害時避難所の整備状況では、その対応にも限界があるのではないかとということで、母子避難所の整備の必要性について、今回質問をさせていただいております。冒頭にも指摘をさせていただきましたが、過去の大規模災害時の課題としても、妊産婦のための母子避難所整備の必要性は明白なはずです。

そこで、再度質問をさせていただきますが、指定福祉避難所並びに母子避難所の整備に向けた本市の見解についてお伺いをいたします。

また、福祉避難所は、一般の避難所で生活することが難しい高齢者や障がい者らを受け入れ、妊産婦も対象となりますが、実際には、夜泣き等を気にしての利用控えが課題として挙げられておりますが、市としての対応は考えられているのかお伺いをいたします。

○ 山本秀明議長 はい、答弁。考えているのか。どこの部で対応するんですか。なかったら誰。

福祉部長。

○ 佐々木 敦福祉部長 福祉部長の佐々木でございます。

福祉避難所の不足という点について御指摘をいただいておりますが、民間で協力いただける福祉避難所として覚書を結んでおりますその他の施設としまして、特別養護老人ホーム、

また障がい者施設等とも結んでおりますので、そちらと協力をいただきながら、避難のほうを誘導してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

これ、どこまでいっても堂々巡りになるのかなというふうに思いますが、今の御答弁であれば、やはりこの福祉避難所の地域的な偏りというのは非常に問題だと思います。地域的に分布している今の協定で賄える、賄えると言ったら失礼ですが、協定を組んでいただいている民間事業者さんというのは、市域全域にまたがります。それを考えれば、指定福祉避難所というのは、北部、北西部にしかないということは、先ほどから指摘をさせていただいておりますので、その点についてしっかりと検討していただきたいというふうに思います。

それでは、次にいきますが、先ほど妊産婦や赤ちゃんにとって災害時に必要となる物資については、お伺いをさせていただきました。

それでは、次に、ハード面で必要となる設備や機能として、どのようなものが考えられるのかお伺いをいたします。

○ 山本秀明議長 危機管理部長。

○ 堀 勇樹危機管理部長 危機管理部長の堀です。

先ほどの御質問のハード面につきましては、やはり例えば、個室でありますとか、そういったプライバシーの配慮をした部屋ですとか、例えばミルクをあげることのできる部屋ですとか、そういった施設、また設備、そして湯沸かしなど、そういった設備が必要になってくるかと考えられます。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。

今、部長にお伺いをさせていただいたハード面での必要な設備ということで、やはり授乳や沐浴の場所というところが、やはり非常に必要になってくるのかなと。プライバシーに配慮するというのは、もう当然のことになっておりますので、そこら辺プラス授乳そして沐浴場所の確保等々が必要となるというふうに思います。

これらを考えると、この既設の公共施設で、このハード面を備え災害時に活用できそうな立地にある施設となれば、中部であれば、お風呂もありますシティプラザ、そして南部であ

れば榎尾学園と隣接して避難所指定されている南部リージョンセンターやスポーツ施設等が考えられるのではないのでしょうか。あわせて、災害の規模によって、公立の保育園等もこの避難場所として利用できると思うのですが、市としての見解をお伺いいたします。

○ 山本秀明議長 危機管理部長。

○ 堀 勇樹危機管理部長 危機管理部長の堀です。

そういった災害の状況にもよりますが、大規模災害発生時になりますと、公立保育園等の活用も視野に入れまして、保育の施設や設備の状況なども確認の上、業務継続計画に基づきました応急保育業務に影響が出ない範囲で、一時的な避難場所として災害対応を行ってまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 飯阪議員。

○ 18番 飯阪光典議員 ありがとうございます。大規模災害ということを前提としてお答えをいただいているんですけども、この大規模災害になると恐らく保育の業務ということが、もう全てストップしてしまうのかなというふうにも思っております。そういったところを懸念するというよりも、まずはこの災害にきちっと備えていくということが、まず私は第一だと思いますので、この点は指摘をさせていただきます。

今回、この避難所の拡充について、そして母子避難所の整備の必要性について質問をさせていただきましたが、本市の現状そして課題について、理事者の皆さんとともに考えることができたというふうに感じております。想定外の出来事が必ずと言っていいほど起こる災害発生時ですが、その想定外を少しでも少なくするための準備が必要なのは間違いありません。さきの御答弁にあったように、現況の2か所の指定福祉避難所では、大規模災害の発生時では対応が困難になることが想定されます。ぜひ、地域的なバランスも考慮し、配置について早急に御検討をまずはお願いをいたします。

また、妊産婦や乳幼児が安心して避難できる環境整備について、これも全国的にも環境整備が問題となっており、本市の総合計画の基本目標を果たす意味でも早急に御検討いただくことを要望させていただきまして、私の今回の質問は終了させていただきます。議長、ありがとうございます。

○

○ 山本秀明議長 次に、議席番号21番・北川美穂議員。

(21番・北川美穂議員登壇)

○ 21番 北川美穂議員 議席番号21番・北川美穂です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私からの質問は4項目です。

1項目めは、不登校支援について。2項目めは、放課後の校庭開放について。3項目めは、グリーフケアについて。4項目めは、居宅訪問（アウトリーチ）型産後ケアの導入について、質問をさせていただきます。

なお、今回の質問には、これまでの他の議員さんも取り上げられてきた項目もあろうかと思いますが、どうか御容赦いただきますよう、よろしくお願いいたします。また、今回、不登校支援及び放課後の校庭開放については、吉川議員の質問と一部重複する点がございしますが、それだけ市民の皆様や子どもたちから多くの声が寄せられている課題であると受け止めております。どちらも重要な課題であることから、私の視点から改めて質問をさせていただきます。

それでは、1項目めの不登校支援について、質問をさせていただきます。

令和7年第1回定例会においても、不登校や発達に特性のある児童・生徒、またその保護者への支援について質問をしましました。その際、本市小・中学校の令和5年度の不登校児童・生徒数は小学校191人、中学校344人、合計535人であること。また、令和6年度には、市教育支援センターの利用児童・生徒が30人、校内教育支援センターの利用児童・生徒が231人、フリースクールの利用児童・生徒が15人であることを確認いたしました。その後も、当事者や保護者の方々からお話を伺う中で、私は、不登校支援において大切なのは、単に学校や支援機関とつながることだけではなく、その子どもが将来に希望や目標を持ち、自分らしく社会の中で生きていく力を育んでいくことではないかと改めて感じました。

そこで今回は、学校に通えていない子どもたちの学びや経験の機会をどのように保障し、将来の社会的自立につなげていくのかという視点から質問をさせていただきます。

まず初めに、全国的に登校児童・生徒数が増加している中、本市の不登校児童・生徒数の現状についてお伺いいたします。

これ以降の質問につきましては、質問席でさせていただきますので、御答弁のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 山本秀明議長 はい、答弁。

教育指導監。

○ 上田茂幸教育部教育指導監 教育指導監の上田です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

本市における令和7年度の不登校児童・生徒数につきましては、小学校149人、中学校314人、合計463人となっております。全国的には、不登校児童・生徒数は増加傾向にあります。本市においては、小学校では前年度より、中学校においては令和5年度より、それぞれ減少しております。現状は減少傾向にありますが、登校できていない状況を解消することは重要な教育課題の一つであると認識しており、引き続き、児童・生徒一人一人に応じた支援に努めてまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

全国では不登校児童・生徒数が増加傾向にある中、本市では減少したということですが、その要因について、どのように分析されているのか伺いたします。

○ 山本秀明議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育部教育指導監 教育指導監の上田です。

児童・生徒が不登校に至る背景は、複雑かつ多様であるため、減少の要因を一つに特定することはできませんが、本市では、不登校の未然防止及び早期対応を図るため、欠席初期段階からの組織的対応に力を入れております。

また、市教育支援センターのグリーンルームに加え、各学校の校内教育支援センターの活用、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家との連携による支援も進めており、これらは、不登校減少につながる取組であると考えております。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

市教育支援センターや校内教育支援センターなど様々な取組によって、不登校児童・生徒数が減少していることは大変意義のあることだと思います。また、支援によって不登校状態が改善し、再び学校に通えるようになった児童・生徒がいるのであれば、それは本市の取組の成果の一つであると感じます。

一方で、不登校に至る背景は様々であり、文部科学省も学校に登校することのみを目標としないとしているように、学校復帰だけではなく、それぞれの状況に応じた支援が求められているものと考えます。

そこで、市教育支援センターや校内教育支援センターに登室している児童・生徒及びフリ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ースクールを利用している児童・生徒数を教えてください。また、学校内外の相談や支援など、どこにもつながっていない児童・生徒はどの程度いるのか教えてください。

○ 山本秀明議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育部教育指導監 教育指導監の上田です。

令和7年度市教育支援センターのグリーンルームに登室していた児童・生徒数は、小学生6人、中学生17人、合計23人です。

続いて、校内の教育支援センターを活用していた児童・生徒数は、小学生40人、中学生141人、合計181人です。

次に、学校が把握しているフリースクール等を利用していた児童・生徒数は、小学生4人、中学生13人、合計17人となっております。

また、学校内外で相談指導等、どこにもつながっていない児童・生徒はございません。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

市教育支援センターには23人、校内教育支援センターには181人、またフリースクールには17人の児童・生徒がつながっているとのことでした。さらに、不登校児童・生徒463人のうち、学校内外で相談や支援などどこにもつながっていない児童・生徒はいないとの御答弁でした。不登校児童・生徒一人一人に対して、学校や関係機関が何らかの形で関わりを持ち続けていることは、大変心強く感じております。

一方で、つながっているといっても、不登校児童・生徒の状況は様々であり、教育支援センターや校内教育支援センター、フリースクール等で継続的に学びや居場所につながっている児童・生徒もいれば、そうした場への参加が難しく自宅を中心に過ごしている児童・生徒もいるものと考えます。また、そのような児童・生徒については、学校との電話連絡や家庭訪問などを通じて関わりを続けているケースもあると思いますが、その関わり方の支援の内容は様々であると考えます。

そこでお伺いいたします。

教育支援センターやフリースクール等につながるのが難しい児童・生徒に対して、本市ではどのような支援を行っているのでしょうか。

○ 山本秀明議長 教育指導監。

○ 上田茂幸教育部教育指導監 教育指導監の上田です。

不登校児童・生徒への支援につきましては、令和元年の文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」におきまして、「「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある」と示されております。また、令和5年の文部科学省通知の不登校対策を示したCOCOLOプランにおいても児童・生徒への支援策として、不登校の児童・生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えること。加えて、心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援すること。加えて、学校風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にする事が示されております。

本市におきましては、保護者との面談や家庭への働きかけを継続するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家から成るチーム学校の機能を生かし様々なアプローチにより、まずは児童・生徒及び保護者との信頼関係を構築することに努めております。加えて、関係諸機関との連携を進め、オンライン等も活用しながら、児童・生徒一人一人の状況に応じた支援を行っております。

今年度におきましては、安心・安全な学校支援体制の醸成に向け、SOSの出し方、受け取り方に重点を置き、取組を実施しております。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁ありがとうございます。

文部科学省が示しているように、学校に登校することのみを目標としないという考え方や、児童・生徒一人一人の状況に応じて社会的自立をめざしていくという方向性については、私も大変重要であると考えております。また、本市でも様々な支援が行われているということが御答弁からも分かりました。

しかし一方で、保護者の方からお話を伺う中では、保護者にとっても不登校は初めて向き合うことが多く、このままで本当に大丈夫なのだろうかと不安を抱えながらも、どこに相談したらいいのかわからない、どのような支援があるのかわからないという声が、今なおあるのも現状です。教育支援センターやフリースクールなど様々な選択肢があったとしても、その情報が保護者に届いていなければ、利用につながることはありません。学校に通えていない期間が長くなれば、本来学校で得られるはずの学びや経験、人との関わりの機会は少なくなります。しかし、その子どもたちはいずれ大人となり、地域や社会を担う存在となります。だからこそ、学校に通えていない子どもたちに対しても、孤立する期間を減らし、学びや経

験、人との関わりの機会を保障していくことが重要であると考えます。

そこで、アウトリーチ支援の導入を提案したいのですが、他自治体では、長期間欠席し自宅で過ごすことが多い児童・生徒やその保護者に対し、訪問型アウトリーチ支援を実施している事例もあります。

例えば、長野市では、大学生や訪問を専門としたスタッフが家庭などを訪問し、児童・生徒の心理的な安定、生活リズムの改善、学習支援、学びの場への接続などを行っております。また、子どもたち一人一人の状況に応じてオーダーメイドの支援を行っていることも特徴です。

私が実際にお話を伺った子どもの中には、勉強についていけないから学校へ行きたくない、学校へ行けていない自分には価値がないと、自分自身を否定するような言葉を口にする子もいました。だからこそ、一人一人の状況に応じたオーダーメイドの支援があることで、その子の得意なことや興味のあること、人との関わり方などを一緒に見つけながら、自分にもできることがある、将来こんなことをしてみたい、その子自身が未来に希望を持つきっかけになることもあると思います。

子どもによっては、先生や保護者には話しにくくても、年齢の近い大学生や第三者だからこそ話せることもあります。また、学校や家庭では見えにくかった困り事や特性、本当の思いが見えてきて、お子さんにはこういうよさがありますね、こういう支援もありますよ、こんな居場所もありますよと、その子や家庭の状況に応じた選択肢を提案してあげることもできます。その家庭に今何が必要なのかを一緒に考え、関わりを通じて子どもや保護者が次の一歩を踏み出せるよう支えていくことが、アウトリーチ支援の価値であると思います。まさにこうした多様な立場の人が連携しながら子どもや保護者を支えることこそ、チーム学校の理念にもつながるのではないのでしょうか。

本市においても、既存の支援の充実と合わせ、子どもたちの社会的自立を見据えた支援の在り方について、アウトリーチ支援も含めて御検討いただくことを要望し、この項の質問を終わります。

続きまして、2項目め、放課後の校庭開放について質問をさせていただきます。

私は、このテーマについては、子どもたちを取り巻く遊び環境が大きく変化していることに危機感を持ち、これまで繰り返し取り上げてまいりました。子どもたちが自由に遊び、体を動かす機会は以前より少なくなっており、その結果として、体力低下や運動機会の減少も課題となっております。その背景には、公園では近隣への配慮や安全面からボール遊びがし

づらく、校区によっては子どもたちが思い切り体を動かせる環境が十分とは言えない状況もあります。こうした状況を背景に子どもたちからは、ボール遊びがしたい、広い場所で遊びたいという声が寄せられており、保護者アンケートでも、遊び場の充実を求める声が多く上がっております。

さらに、放課後の居場所づくりについても質問をしまいましたが、留守家庭児童会は、主に保護者の就労支援の役割を担うものであり、げんきっ子プラザについても地域の方々の御尽力により実施されているものの、開催状況には地域差があることが現状です。それぞれの役割が異なる中で、保護者の就労の有無や家庭の経済状況にかかわらず、全ての子どもたちに平等に遊び場が確保されることが大切だと考えております。子どもたちが友達と遊び、体を動かし、時にはけんかしながら人との関わりを学ぶことは、体力づくりだけでなく、社会性や主体性、いわゆる非認知能力を育む上でも大切な経験です。だからこそ私は、子どもたちにとって最も身近で通い慣れた学校の校庭を活用した放課後の校庭開放が、その課題解決につながる有効な選択肢の一つであると考えております。

今回の機構改革により、学童保育や学校開放の事務が地域教育推進担当へと一元化されたことで、これまで所管が分かれていたことから検討が難しかった校庭開放についても、より具体的な検討を進める体制が整ったものと受け止めております。

そこでお伺いいたします。

市として、放課後の校庭開放はどのような役割や目的を持つ事業であると考えておられるのか、お聞かせください。

○ 山本秀明議長 生涯学習部長。

○ 山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

校庭開放は、放課後等に安全で安心な子どもの活動場所として見守り員を配置し、校庭で公園のように自由に遊べる場所を確保することを目的とした事業です。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

それでは、現在校庭開放については、どのような方向性で検討を進められておられるのでしょうか。

○ 山本秀明議長 生涯学習部長。

○ 山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

放課後の居場所づくりにおける校庭開放事業につきましては、現在、大阪府内全ての自治体に対しアンケートを実施しております。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

校庭開放に関して、大阪府内の自治体へアンケート調査を実施されているとのことですが、具体的にどのような項目を調査し、その結果を今後、どのように活用する予定なのかお伺いいたします。

○ 山本秀明議長 生涯学習部長。

○ 山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

アンケート調査の主な調査項目としましては、事業の内容、見守り員確保方法、配置状況、参加児童の費用負担の有無、児童の家族への連絡体制、けが等をした場合の対応、保険の有無、事故が起こった場合の責任の所在などになります。

このアンケート結果を本事業の課題整理、学校への相談、費用面の算出などに活用したいと考えております。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。御答弁では、アンケート結果を集約し課題を整理するとのことでした。

そこでお伺いいたします。

この調査は、校庭開放の実施に向けた制度設計や課題解決を目的として行っているのでしょうか、また、市として、校庭開放の実現をめざして検討を進めているのか、その基本的な考え方をお聞かせください。

○ 山本秀明議長 生涯学習部長。

○ 山村邦弘生涯学習部長 生涯学習部長の山村です。

現在、アンケート結果を集約し課題を整理しております。校庭開放事業につきまして、管理体制や受付の方法、学校との調整、費用面の算出、保険など多くの検討課題がありますことから、来年度以降、できる限り早期の実現に向けて鋭意努力してまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 御答弁ありがとうございます。

今回、校庭開放事業につきまして、早い段階での実現に向けて検討するという、その御答弁をいただき大変うれしく思っております。これは、ボール遊びがしたい、広い場所で遊びたいと声を上げてきた子どもたちや遊び場の充実を願ってこられた保護者の皆様にとっても、待ち望んだお答えではないかと感じております。

校庭開放を実施するに当たっては、安全面や見守り体制など様々な課題があることは理解をしております。しかし一方で、子どもたちは遊びの中で、時にはけんかをしたり失敗したりしながら、ルールや人との関わりを学び、成長していきます。私は、全てのトラブルをなくすことをめざすのではなく、子どもたちが安心して挑戦し、失敗しながら学ぶことができる環境を地域の中につくっていくことも大切ではないかと考えております。子どもたちにとっては、今日はみんなともうちょっと遊べる、それだけでも十分うれしいことだと思います。

また、校庭開放はゼロから立ち上げる事業でありますので、校区によって公園環境や地域の状況も異なります。そのため、一律の形をめざすのではなく、モデル的な実施を行いながら、それぞれの地域に合った形を検討していただきたいと思います。

さらに、利用する子どもたち自身がルールづくりに関わる機会を設けることも大切ではないでしょうか。例えば、どんな遊びがしたいのか、みんなが気持ちよく利用するためにはどんなルールが必要なのか、低学年の子が来たときはどうするのか、ボール遊びをするときはどんなことに気をつけるのか、そうしたことを子どもたち自身が話し合い考える機会があれば、自分たちで決めたルールだからこそ守ろうと、そういった意識も生まれてくるのではないのでしょうか。

また、自分たちの遊び場を自分たちでつくっていく経験は、他者への配慮や責任感、主体性を育むことにもつながります。さらに、意見の違う友達と話し合いながらルールを決める経験は、民主的な話し合いの大切さを学ぶ機会にもなると思います。校庭開放は単なる遊び場づくりではなく、子どもたち自身が地域の中で成長していく学びの場にもなり得と考えます。

さらに、雨天時や猛暑時など校庭が利用できない場合の体育館の利用についても、今後の課題として検討していただければと思います。

ぜひ、今回の調査結果を生かしながら、早い段階での実現に向けて検討を進めていただくことを強く要望し、この質問を終わります。

続いて、3項目めの質問、グリーフケアについて質問をさせていただきます。

グリーフとは、死別等によって大切な人やものを失って感じる悲しみや傷つき、そして、様々な心身の反応のことを言います。そして、グリーフケアとは、そのような悲しみを抱える方に寄り添い、必要な支援や相談につなげ、その人らしく生活していけるよう支える取組のことです。グリーフは決して特別なものではなく、家族や配偶者との死別、子どもとの死別、流産、死産など誰もが人生の中で経験し得るものです。そして、その悲しみの形や必要とする支援も一人一人異なります。制度や相談窓口があっても、その存在を知らなければ支援にはつながりません。

そこでまず、本市では、グリーフケアについてどのような認識を持っているのか伺いたします。

○ 山本秀明議長 こども・健康部長。

○ 尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

グリーフケアにつきましては、母子保健の業務を担う保健センターにおいて、流産、死産等を経験された人への関わりや支援を行っており、精神的な負担を軽減するための配慮などが必要であると認識しております。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

本市では、グリーフケアについては、保健センターにおいて流産、死産等を経験された人への関わりや支援を行っているとのことですが、どのような相談体制や支援を行っているのか伺いたします。あわせて、流産、死産等に関する相談件数について把握されている状況があればお示してください。

○ 山本秀明議長 こども・健康部長。

○ 尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

本市では、流産や死産等により大切なお子様を亡くされた方やその御家族からの相談に対し、保健センターなどにおいて、保健師や助産師が気持ちに寄り添いながらお話を伺い、必要に応じて専門的な相談窓口の情報提供を行っております。また、流産、死産の場合でも、産後2週間と1か月の時期に産婦健診受診や、1年を経過するまでは産後ケア事業の利用も可能です。

次に、流産、死産等に関する相談件数については、令和7年度は約20件ございました。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

ただいまの御答弁にありました専門的な相談窓口とは、具体的にどのような窓口であり、どのような支援が行われているのかお伺いいたします。

○ 山本秀明議長 こども・健康部長。

○ 尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

専門的な相談窓口として、大阪府のおおさか性と健康の相談センターがあり、流産や死産等によりお子様を亡くされた方などを対象に、電話相談や面接相談などが実施されております。また、同センターでは、同じ経験をされた当事者同士が安心して思いを語り合う場として、にじいろプレイスを設けており、お話を月1回開催するとともに、個別相談も実施されております。

さらに、地域で活動する自助グループやサポートグループに関する情報提供も行われており、必要に応じて、こうした支援につなげることができる体制となっております。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

相談に対し、必要に応じて大阪府の相談窓口の情報提供を行っているとのことですが、本市から実際に、おおさか性と健康の相談センターやにじいろプレイスなどの支援につながった実績はどれぐらいあるのでしょうか。

さらに、本市として、地域の自助グループや民間団体について把握しているものがあればお聞かせください。

○ 山本秀明議長 こども・健康部長。

○ 尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

本市から、おおさか性と健康の相談センターやにじいろプレイスなどの情報提供を行っておりますが、その後につきましては把握しておりません。

地域の自助グループや民間団体については、本市にはグリーフケアひまわりの空という団体がございます。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。本市にはグリーフケアひまわりの空という、

地域で活動されている団体があることが分かりました。同じ経験をされた方同士だからこそ話せることや、行政だけでは担い切れない支えもあると思いますので、そのような活動は大変貴重な地域資源であると感じております。

一方で、当事者の方からは、どこに相談したらいいのか分からなかった、自助グループの存在も知らなかったという声も伺っております。せっかく支援や活動があっても、その存在を知らなければ支援にはつながりません。

そこで本市では、こうしたグリーフケアに関する支援や相談窓口について、どのように周知しているのかお伺いいたします。

○ 山本秀明議長 こども・健康部長。

○ 尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

グリーフケアに関する周知につきましては、市のホームページにおいて、流産、死産等でお子様を亡くされた方へとして、相談窓口や利用できる事業、おおさか性と健康の相談センターに関する案内を掲載しております。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

ホームページを確認いたしました。「流産・死産等でお子さまを亡くされたご家族へ」の掲載がありましたけれども、育児・健康・妊産婦相談という項目の中にあり、必要とされる方が情報にたどり着きにくいのではないかと感じました。ページの掲載場所や動線の見直しを行うとともに、本市で相談できる窓口や産後ケア事業、産婦健康診査など、利用できる支援や妊婦支援ギフト事業などの手続について、あちこちページを飛ばなくては、今は見つけることができません。そのため、ページを飛ばなくても情報を得ることができるよう、分かりやすい情報発信の改善を要望いたします。

また、グリーフは大切な人との死別など誰もが経験し得るものですが、今回は、流産、死産等を経験された方への支援を中心とした質問となっております。しかし、グリーフケアの視点は、それに限られるものではありません。そのため、お悔やみの手続に関するページなども含め相談窓口や支援情報について、必要な方が分かりやすく情報にたどり着けるよう、情報発信の工夫についても御検討いただきたいと思います。

次に、妊娠12週以降の流産や死産については死産届の提出が必要となりますが、妊娠12週未満の流産については、届出の義務はありません。そのため、行政との接点が生まれな

ま支援につながらず、孤立してしまう方もおられるのではないかと懸念をしております。産科医療機関において死産等を経験された方の精神的な不調が懸念される場合、本市への情報提供や支援につなぐ仕組みがあるのでしょうか、また、医療機関との連携体制はどのようになっているのかお聞かせください。

○ 山本秀明議長 こども・健康部長。

○ 尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

流産や死産等を経験された方につきましては、各種申請や相談の機会を通じて把握に努めております。例えば、妊婦支援ギフト事業の新生児のほか、保健センターなどへの相談や母子保健に関する手続の機会などを通じて状況を把握し、必要に応じて支援につなげております。

産科医療機関との連携体制については、医療機関から必要に応じて情報提供がありますので互いに情報共有を図るとともに、保健師が訪問等を通じて状況を確認し、医療機関との連携による支援を行っております。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。今後も必要な方が適切な支援につながるよう、取組を続けていただきたいと思います。

グリーフケアを必要とする方への対応は、担当する職員に一定の専門的知識と十分な配慮が求められるものと考えます。

そこで、人材育成についてどのように考えているのかお伺いいたします。

○ 山本秀明議長 こども・健康部長。

○ 尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

グリーフケアに関する支援は、保健師や助産師などの専門職が担うこととなりますが、これまで保健センターにおける相談対応や日々の母子保健業務の中で、対象者の思いに寄り添いながら個々の状況に応じた支援に努めてまいりました。より適切な対応につなげるためには、継続的な知識の習得と支援技術の向上が重要であると認識しておりますことから、今後も研修等の受講を通じて職員の資質向上に努めてまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。グリーフケアは制度や支援だけでなく、対

応する職員の理解や寄り添う姿勢も非常に重要であると考えますので、今後もこの研修等、引き続き取り組んでいただきたいと思います。

一方で、支援を必要とする方が安心して相談するためには、行政だけでなく社会全体の理解も大切ではないかと考えます。ピンク＆ブルーリボンというのがあるんですけども、妊娠中や誕生後に赤ちゃんを亡くし深い悲しみの中にいる御家族を支え、グリーフケアの重要性を社会に啓発する国際シンボルマークになります。このピンク＆ブルーリボンの理解促進や啓発を行う考えがあるのかお聞かせください。

○ 山本秀明議長 こども・健康部長。

○ 尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

グリーフケアの重要性は認識しておりますので、啓発の内容につきましては情報収集を行いながら、今後どのような方法が適切か引き続き検討してまいります。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

今回は、特に流産、死産等を経験された方へのグリーフケアを中心に質問をさせていただきましたが、グリーフは誰もが人生の中で経験し得るものです。当事者の方や支援に関わる方のお話を伺う中で強く感じたことは、制度や支援があっても、やっぱりその存在を知らずに必要な方に届いていないなというところです。

また、大切な人を亡くされた直後は葬儀や様々な手続に追われ、相談窓口の案内を受けたとしても、それを受け止める余裕がない方も多いのではないかと思います。少し時間がたち日常生活に戻ろうとしたときに、深い喪失感や孤独だけでなく、就労や子育て、生活への不安など、現実的な課題が一気に押し寄せてくるという当事者の声も伺いました。だからこそ、支援を必要とする方へ必要なタイミングで情報を届けることの重要性を感じております。

行政が全てを担うことは難しいと思いますが、必要な方が孤立することなく、困ったらここへ相談していいんだと思えるような環境を整え、医療機関や相談窓口、自助グループなど適切な支援へつなぐ橋渡し役を果たすことは、行政だからこそできる役割ではないでしょうか。だからこそ、本市においても、流産、死産等を経験された方への支援はもちろんのこと、大切な人との死別など様々なグリーフを抱える方が孤立することなく、必要なときに必要な支援や相談につながることができるよう、ホームページ等による情報発信の工夫、そして関係機関との連携、地域で活動する自助グループ等の周知などに取り組んでいただくことを要

望し、この項目の質問を終わります。

続いて、4項目めの質問、居宅訪問アウトリーチ型産後ケアの導入についての質問をさせていただきます。

2026年4月から大阪府産後ケア事業集合契約が開始され、各市町村が産後ケア施設と個別に契約していたのを、大阪府が取りまとめて契約を締結する方法に変更されました。和泉市に住民票がある方は、府内の集合契約に参加している産後ケア事業実施施設を利用することができるようになり、利用できる施設の選択肢が広がりました。

産後ケアの利用できるサービスは3種類あり、1つ目に、産後のお母さんと赤ちゃんが病院や助産所等の施設に宿泊し、サポートを受けることができる短期入所ショートステイ型、そして2つ目に、産後のお母さんと赤ちゃんが病院や助産所等の施設に通い、個別または集団でサポートを受けることができる通所デイサービス型、そして3つ目に、産後のお母さんと赤ちゃんが自宅で過ごししながら、助産師や保健師等の専門のスタッフが自宅に訪問し、サポートを受けることができる居宅訪問アウトリーチ型があります。

しかし、和泉市では、産後ケアのサービス内容としては宿泊型と通所型のみで、居宅訪問型は導入されておりません。和泉市は、産前産後サポート事業として、いずまる子育てサポート訪問を実施しておりますが、こども家庭庁の産前・産後サポート事業ガイドライン及び産後ケア事業ガイドラインでは、産前・産後サポート事業は、産後ケア事業とは異なり、保健指導やケアを行うことを目的とした事業ではなく、寄り添い、相談に乗り、孤立感や育児の不安を軽減することなどを目的としているというふうに書かれております。そのため、いずまる子育てサポート訪問事業と産後ケアの居宅訪問型は、事業の目的や役割が異なるものであると認識しております。

また、先ほどのグリーフケアについて質問もさせていただきましたが、居宅訪問型産後ケアは自宅で専門的な支援を受けることができることから、流産や死産等を経験された方など、通所や宿泊による支援の利用が心理的に難しい方や医療的ケア児を育てる家庭、多胎児家庭、兄弟がいて外出が困難な家庭など、それぞれの状況に応じて柔軟な支援ができる点においても、大変重要な支援の選択肢であると考えます。

そこでお伺いいたします。

本市の産後ケア事業について、宿泊型、通所型、それぞれの直近3年間の利用件数及び利用実人数について教えてください。

○ 山本秀明議長 こども・健康部長。

- 尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

直近３年間の利用実績ですが、令和５年度は宿泊140件で実人数56人、通所32件で実人数22人、令和６年度は宿泊203件で実人数88人、通所301件で実人数155人、令和７年度は宿泊189件で実人数96人、通所226件で実人数130人となっています。

令和６年度から大幅に利用が増加したのは、産後ケアを利用できる要件が緩和されたことによるものでございます。

以上です。

- 山本秀明議長 北川議員。

- 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

宿泊型と通所型の利用の状況は分かりました。産後ケアを利用できる要件が緩和され、この利用される方が増えたということも理解できます。

居宅訪問型産後ケアは、現在実施している宿泊型や通所型に代わるものではなく、必要な方が状況に応じて利用できる選択肢を増やすものであると考えますが、本市が訪問型を実施していない理由について伺いをいたします。

- 山本秀明議長 こども・健康部長。

- 尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

本市が産後ケア事業の訪問型を実施していない理由としましては、本市が委託する医療機関と産後ケアの内容を協議する中で、訪問型に対応できる医療機関がなく、これまで実施しておりませんでした。

訪問型産後ケアに代わる対応として、本市では、いずまる子育てサポート訪問を実施しており、産婦の希望等により助産師が訪問し、授乳に関することを中心に子育てに関する相談に応じるとともに、乳児の計測や発育、発達の確認などを行っております。

以上です。

- 山本秀明議長 北川議員。

- 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。

訪問型に対応できる医療機関がないとのことでしたが、現在は環境も変化し、大阪府の集合契約では62施設が訪問型に対応しており、このうち、和泉市内の４施設が訪問型に対応しております。

また、本市では、居宅訪問型産後ケアに代わる対応として、いずまる子育てサポート訪問を実施しているとのことですが、先ほどもお伝えしましたが、国のガイドラインでは、やは

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

りこのいずれも子育てサポート訪問と産後ケアの居宅訪問型は、事業の目的や役割が異なるものであると認識をしております。

それでは、いずれも子育てサポート訪問の直近3年間の利用件数及び利用実人数を教えてください。

○ 山本秀明議長 こども・健康部長。

○ 尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

いずれも子育てサポート訪問の利用実績は、令和5年度125件で実人数104人、令和6年度178件で実人数154人、令和7年度128件で実人数99人となっております。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。いずれも子育てサポート訪問を利用されている方が多いことが分かりました。訪問による支援ニーズがある中で産後ケアでは、身体的ケアや授乳支援、心理的ケアなど専門的支援を行うことができることから、その必要性はさらに高いものと考えます。

そこで、外出困難な家庭や家庭状況に応じた専門的支援の必要性について、どのような課題認識を持っておられるのか伺いいたします。

○ 山本秀明議長 こども・健康部長。

○ 尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

保健センターでは、外出困難な家庭ほど支援につながりにくく、また精神的不調、経済困窮、子育て不安など課題が複合化しているケースが多いと認識しております。加えて、継続的な訪問を行うための人員確保や多機関連携による切れ目のない支援体制の構築が課題であると考えております。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 ありがとうございます。本市としても外出困難な家庭ほど支援につながりにくく、課題が複合化しているケースが多いと認識されていることが分かりました。

それでは、居宅訪問型産後ケアに関するニーズ把握の状況及び今後の導入についてのお考えを、伺いいたします。

○ 山本秀明議長 こども・健康部長。

○ 尾郷森太郎こども・健康部長 こども・健康部長の尾郷です。

訪問型産後ケアのニーズについては、いずまる子育てサポート訪問の実績から一定のニーズはあるものと認識をしております。

今後の導入については、大阪府産後ケア事業集合契約による訪問型の対応が可能な医療機関等の状況や、いずまる子育てサポート訪問事業等を踏まえ、研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○ 山本秀明議長 北川議員。

○ 21番 北川美穂議員 居宅訪問型産後ケアについては、一定のニーズがあるとの御答弁をいただきました。

居宅訪問型産後ケアは、流産や死産等を経験された方や外出が困難な家庭など、専門的支援を必要とする方にとって重要な支援の選択肢となるものです。そして今回、この産後ケアの訪問型を実施している施設の方にもお話をお伺いしましたが、やはりこの宿泊利用される方の目的が、このリラックスという方が多いというお話も聞きました。一定それもいいことだと思います。しかし、この訪問をすることによって、その方の家庭にあるものでこの沐浴の仕方だったり、赤ちゃんがどうやったら泣きやむのか、どのクッションを使えばお母さんの体に負担がないのかなど、その家庭で子育てをする、そういったアドバイスもできることから、こういった居宅訪問型産後ケアの導入は必要であると確信をしております。

本市でも実施施設があり環境は整ってきておりますので、必要な方が必要な支援を受けることができるよう、一日も早い実現に向けて御尽力いただくことを強く要望し、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○

◎散会宣告

○ 山本秀明議長 以上をもちまして、一般質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

なお、明日25日を休会とし、26日に議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

(午後 2 時15分散会)

○

会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長 山 本 秀 明

同 署 名 議 員 原 重 樹

同 署 名 議 員 松 田 義 人